

平成28年 2 月宮崎県定例県議会

## 厚生常任委員会会議録

平成28年 3 月 3 日～ 4 日

場 所 第 1 委員会室



平成28年 3 月 3 日 (木曜日)

説明のため出席した者

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○議案

- ・議案第46号 平成27年度宮崎県一般会計補正  
予算 (第4号)
- ・議案第62号 平成27年度宮崎県立病院事業会  
計補正予算 (第2号)
- ・議案第70号 宮崎県地域自殺対策緊急強化基  
金条例の一部を改正する条例
- ・議案第71号 宮崎県国民健康保険財政安定化  
基金条例
- ・議案第72号 宮崎県安心こども基金条例の一  
部を改正する条例

○福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関す  
る調査

○その他報告事項

- ・地域医療構想について
- ・県立看護大学の法人化移行業務に係る進捗状  
況について

出席委員 (8人)

委 員 長	後 藤 哲 朗
副 委 員 長	岩 切 達 哉
委 員	中 野 一 則
委 員	宮 原 義 久
委 員	外 山 衛
委 員	山 下 博 三
委 員	井 上 紀 代 子
委 員	前 屋 敷 恵 美

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

病院局

病 院 局 長	渡 邊 亮 一
県立宮崎病院長兼 病院局医監	菊 池 郁 夫
病院局次長兼 経営管理課長	緒 方 俊
県立宮崎病院事務局長	長 倉 芳 照
県立日南病院長	鬼 塚 敏 男
県立日南病院事務局長	稲 吉 孝 和
県立延岡病院長	柳 邊 安 秀
県立延岡病院事務局長	古 川 壽 彦
病院局県立病院 整備対策監	松 元 義 春

福祉保健部

福 祉 保 健 部 長	桑 山 秀 彦
福 祉 保 健 部 次 長 ( 福 祉 担 当 )	高 原 み ゆ き
福 祉 保 健 部 次 長 ( 保 健 ・ 医 療 担 当 )	日 高 良 雄
こ ども 政 策 局 長	椎 重 明
部 参 事 兼 福 祉 保 健 課 長	渡 邊 浩 司
部 参 事 兼 医 療 薬 務 課 長	孫 田 英 美
薬 務 対 策 室 長	甲 斐 俊 亮
看 護 大 学 法 人 化 準 備 室 長	河 野 讓 二
国 保 ・ 援 護 課 長	日 高 裕 次
長 寿 介 護 課 長	松 田 広 一
医 療 ・ 介 護 連 携 推 進 室 長	横 山 浩 文
障 が い 福 祉 課 長	川 原 光 男
衛 生 管 理 課 長	竹 内 彦 俊
健 康 増 進 課 長	木 内 哲 平
感 染 症 対 策 室 長	片 平 久 美
こ ども 政 策 課 長	川 畑 充 代

こども家庭課長 徳永雅彦

---

事務局職員出席者

政策調査課主査 大峯康則

議事課主任主事 原田一徳

---

○後藤委員長 ただいまから厚生常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付しました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

---

午前10時2分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

まず、当委員会に付託されました議案について概要説明を求めます。

○渡邊病院局長 おはようございます。病院局でございます。それでは、当委員会に審議をお願いしております議案につきまして、その概要を説明申し上げます。お手元の平成28年2月定例県議会提出議案（平成27年度補正分）、この冊子でございますが、開いて目次を見ていただきたいと思いますけれども、下のほうに、議案第62号「平成27年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第2号）」、ページが55ページでございます。これは、昨年10月の人事委員会の勧告に基づきまして、職員の給与改定が行われることから、給与費の増額補正を行うものでございます。

詳細につきましては、次長より説明させますので、審議のほどよろしく願い申し上げます。

私からは、以上でございます。

○緒方病院局次長 それでは、議案第62号「平成27年度宮崎県立病院事業会計補正予算」について、御説明をさせていただきます。

お手元の厚生常任委員会資料で御説明をしたいと思いますので、委員会資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、今回の補正でございますが、1の補正の理由にありますとおり、人事委員会勧告に基づく、職員の給与改定に伴う給与費の増額補正をお願いするものでございます。

病院局の職員の給与は、「病院事業職員の給与に関する規程」によりまして、知事部局の「職員の給与に関する条例の適用を受ける者の例による」とされておりますことから、今回の給与改定に伴う知事部局の条例改正に合わせまして、予算の所要額を補正するものでございます。

次に、2の補正の内容であります。表の中ほどにあります給与費の欄をごらんいただきたいと思います。内訳として、今回の給与改定によりまして補正を行う予算科目を掲載しております。

まず、給料でございますが、月例給の1.02%引き上げによりまして、補正予定額といたしましては、5,971万円の増額、手当につきましては、特別給であります勤勉手当の支給月額0.1月分引き上げ等によりまして、8,685万8,000円の増額、法定福利費につきましては、これらの給与改定に伴い共済負担金がふえますことから、2,198万6,000円の増額となります。

これらを合わせて給与費全体でございますが、1億6,855万4,000円の増額補正をお願いしているところでございます。

議案に関する説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○後藤委員長 執行部の説明が終了いたしました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 ないようですので、その他で何かありませんか。

○中野委員 退職される人たちの退職金、あれはどこで出ておるんですか。

○緒方病院局次長 退職金につきましては、プロパーの職員は、病院局で支給いたします。そして、私たちみたいに知事部局から来ている者につきましては、一旦知事部局に帰りまして、知事部局のほうから支給されるという段取りになっています。

○中野委員 それはわかっているんですが、予算はどこに計上されるの。

○緒方病院局次長 給与費の中に退職金というのがありまして、その中で今、予算としては、ここに書いてませんけれども、5億円の予算を措置しているところでございます。

○中野委員 3月31日までにやめられますよね。今年度の当初予算に計上されているの、それとも、どこで計上されているんですか。

○緒方病院局次長 例年、大体同じような退職金の状況にありますので、当初予算の中で見込みという形で予算を組んでいるということでございます。

○中野委員 支払日は3月31日までのいつになるんですか。

○緒方病院局次長 3月いっぱい退職金の請求を出していただきまして、実際に払われるのは4月になってからであると思っておりますけれども、基本的には今年度予算で支払う形になります。

○中野委員 ということは、6月に補正予算として計上されてくるということですか。

○緒方病院局次長 今年度に退職される方の分を、今年度当初予算で5億円という金額を一応組んでます。それで支払いをするということでございます。あくまでも今年度予算で支払っております。

○中野委員 当初って、去年の2月定例議会に出とったということ。

○緒方病院局次長 そうです。去年の2月に当初予算を御説明したときに、そういう形で今年度の退職金を組んでいるという御説明になると思います。

○中野委員 本当かなと。この補正で出てくつとやないかなと思うたもんだからですよ。

前は、その分は、6月議会に専決処分ということで上がってきよりやせんやったですかね、だから聞いたんですよ。

○緒方病院局次長 済みません。その取り扱いはしている先例はちょっと私のほうは把握しておりません、申しわけありません。

○中野委員 専決処分をしないとすれば、本年度中に執行されたということで、予算の中に入ってくるんじゃないかなと思ったんです。そのことは、決算のときに、共産党からいつも過去指摘されておったことなんですよ。それが改善されているんじゃないかなと思ったので質問しました。(発言する者あり) いやいや、専決処分の対象になるのかと、金額が多いから専決処分はいかんと。専決処分というのは、当局が一方から決めるのを、ちゃんと議会で正式に事前に通すべきじゃないかと、決める金額がわかっているんですから。もう腑に落ちませんが、以上でいいです。

○後藤委員長 ほかに何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、以上をもちまして、

病院局を終了いたします。執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時11分休憩

---

午前10時21分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

まず、当委員会に付託されました議案等について、概要説明を求めます。

○桑山福祉保健部長 おはようございます。福祉保健部でございます。

それでは、委員会に御審議をお願いしております議案等につきまして概要を御説明申し上げます。

まず、お手元の平成28年2月定例県議会提出議案の27年度の補正分の議案書の表紙をめくって目次をごらんいただきたいと思っております。

福祉保健部関係の議案は一番上の議案第46号「平成27年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」と、1ページめくっていただきまして、2ページ目の一番上、議案第70号「宮崎県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例」、その下の第71号「宮崎県国民健康保険財政安定化基金条例」、それと、第72号「宮崎県安心子ども基金条例の一部を改正する条例」の4件でございます。

このうち、私のほうからは、議案第46号の平成27年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)の概要につきまして、御説明申し上げます。

別冊の委員会資料補正分をごらんいただきたいと思っております。1ページをお開きいただきたいと思っております。

この1ページの表の列の中ほどに2月補正額の欄がございます。この欄の下から3番目でございますが、福祉保健部、今回の補正では、一

般会計で34億8,487万2,000円の減額補正をお願いしております。これは、国の一億総活躍社会実現に向けた緊急対策のための補正予算に伴いまして、地域医療介護総合確保基金の積み増しや、介護・保育分野の人材確保等に取り組むこととしたところでありますが、一方で、介護保険、後期高齢者医療費負担金などの所要額の減や経費節減等に伴います執行残などによりまして、全体としては減額となったものでございます。

この結果、その右隣の欄にありますように、福祉保健部の2月補正後の予算額は、一般会計で1,016億4,946万2,000円となります。

各事業の具体的内容は、後ほど担当課長のほうから御説明を申し上げます。

次に、繰越明許費補正につきまして御説明を申し上げます。

再び議案書に戻っていただきまして、9ページをごらんいただきたいと思っております。

追加が掲げてありますが、福祉保健部関係では、新たに追加をお願いする事業として、上から6つ目の介護福祉士等養成・確保特別対策事業と、その2つ下の保育士修学資金貸付等事業から、下から4つ目の地域密着型サービス施設等の整備事業までの合計11件でございます。これらは、国の補正予算に伴う補正の関係で、事業実施期間が不足することにより繰り越しとなるものや、事業主体において事業が繰り越しとなることにより、追加を行うものでございます。

次に、債務負担行為についてであります。同じく16ページをごらんいただきたいと思っております。債務負担行為補正の追加が掲げられております。福祉保健部関係の債務負担行為は、一番上の福祉保健課の介護福祉士等養成・確保特別対策事業から、子ども家庭課のひとり親家庭高等職業

訓練促進資金貸付事業までの5件でございます。

以上が、補正予算の概要でございます。

このほか条例など特別議案の詳細につきましては、担当課長のほうから御説明申し上げますので、補正予算案とともによろしく御審議いただくようお願いいたします。

続きまして、常任委員会資料に戻っていただきまして、表紙の裏の目次をごらんいただきたいと思っております。本日は、その他の報告といたしまして、地域医療構想について、それから、県立看護大学の法人化移行業務に係る進捗状況について、この2件について報告をさせていただきます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。私のほうから以上でございます。よろしくようお願いいたします。

**○後藤委員長** 部長の概要説明が終了いたしました。

次に、議案に関する説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

**○渡邊福祉保健課長** 福祉保健課でございます。私のほうからは、まず、議案第46号「平成27年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）」につきまして、御説明させていただきます。

お手元の平成27年度2月補正歳出予算説明資料をお願いいたします。

福祉保健課のところ113ページをお開きいただきたいと思っております。

福祉保健課につきましては、左の補正額の欄にありますとおり、2億1,663万7,000円の増額補正でございます。この結果、右から3番目の補正後の予算額は83億9,581万3,000円となっております。

それでは、主なものにつきまして御説明をい

たします。

115ページをお開きください。まず、中ほどの（事項）社会福祉総務費3億1,157万6,000円の増額補正でございます。主なものは、説明欄3にありますけれども、新規事業「介護福祉士等養成・確保特別対策事業」3億1,731万3,000円の増額補正でございますけれども、これは、後ほど厚生常任委員会資料のほうで御説明させていただきます。

次に、一番下の（事項）社会福祉事業指導費1,945万円の減額補正でございます。主なものは、説明欄1の（1）社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金1,941万円の減額補正であります。

これは、社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づきまして、民間の社会福祉施設の職員を対象に、退職手当を支給する福祉医療機構に対しまして、県がその経費の3分の1を負担しておりますけれども、国が示す基準単価、対象職員数が確定したことによるものでございます。

117ページをお開きいただきたいと思っております。

117ページの一番上の（事項）県立施設維持管理費380万1,000円の減額補正でございます。これは、県内3カ所の福祉子どもセンターの維持管理経費の執行残によるものであります。

次に、一番下の（事項）災害救助事業費250万円の増額補正でございます。これは、自然災害により被災された方の御遺族に対しまして、災害弔慰金を支給するものでございます。

118ページをお開きいただきたいと思っております。

一番下の（事項）保健所運営費2,622万4,000円の減額補正でございますけれども、これは、県内8つの保健所の維持管理経費の執行残等によるものでございます。

それでは、新規事業「介護福祉士等養成・確

保特別対策事業」について御説明させていただきます。

恐れ入りますけれども、お手元の厚生常任委員会資料をお願いいたします。

常任委員会資料の2ページをお開きいただきたいと思います。2ページの1の目的・背景をまず御説明させていただきます。

高齢化の急速な進行等によります福祉・介護分野の人材不足に対応いたしますため、現在実施しております介護福祉士等修学資金貸付事業の貸し付け原資の積み増しを行いまして、介護福祉士等養成施設の修学を容易にすることによって、若い人材の福祉・介護分野への参入を促進することとしております。

また、離職した介護人材に対する再就職準備金の貸し付けを行うことによって、介護人材の呼び戻しの促進を図ることとしております。

次に、2の事業概要でございます。

まず、(1) 介護福祉士等修学資金貸付でございますが、介護福祉士養成施設、社会福祉士養成施設の入学生の中で、県内で従事する意思を有する者に対しまして、①にありますような、学費や入学・就職準備金等の修学資金を従来同様に貸し付けるものでございます。また、3年以上の実務経験のある介護従事者が国家試験を受験するための実務者養成研修を受講する費用の貸し付け等を新たに行うものとしております。

次に、(2) 離職した介護人材の再就職準備金貸付ですけれども、離職した介護人材のうち、一定の経験、これは1年以上の経験を有する者になりますけれども、この者に対しまして、①にありますように、介護職員として再就職する際に必要となる経費として、再就職準備金の貸し付けを新たに行うものでございます。

なお、それぞれの貸し付けにつきましては、

要件の違いはありますけれども、貸し付け後に県内で就職し、必要な年数勤務すれば、返還を免除することとしております。

3の事業費でございますが、平成27年度の国の補正予算を活用しまして、3億1,731万3,000円をお願いしております。

一番下の参考イメージの図をごらんいただきたいと思います。

一番左の四角囲みにありますように、今回、国の示しました予算スキームでは、総事業費3億5,257万円のうち、10分の9相当を国が負担し、残り10分の1相当を県が負担するというようになっておりまして、今回の2月補正では、図の真ん中の丸い点線囲みにありますように、国の負担分となる3億1,731万3,000円を計上したところでございます。

県の負担分となります10分の1に相当する3,525万7,000円につきましては、実際に事業の貸し付け時期に当たります平成28年度から平成30年度までの3年間にわたりまして、年度ごとに分割して予算に計上することとしており、これにより、年度ごとに県の負担分について特別交付税が措置されることになっております。

このような取り扱いを行うことに伴いまして、右側の点線囲みの上のほうにありますように、今回の補正で、平成30年度までの債務負担行為を設定することとしております。

4の事業効果に戻らせていただきますけれども、この事業によりまして、福祉・介護職を目指す若い人材の新規参入や専門性を有する介護福祉士の養成及び潜在介護人材の呼び戻しが促進されることによりまして、福祉・介護人材の量及び質の確保が図られるものと考えております。

なお、この事業は、政府が掲げます一億総活



躍社会の実現に向けた緊急対策の一環としまして、国の平成27年度補正予算で計上されたものでございます。

この介護福祉士等に対する貸し付け事業以外にも、今回保育士、児童養護施設の退所者、そして、ひとり親家庭に対する3件の貸し付け事業につきましても、補正をお願いしているところでございます。

これら合計4件の貸し付け事業は、全て同じスキームになっておりますので、私のほうからその旨、冒頭に御説明させていただいたところでございます。

なお、それぞれの事業の詳細につきましては、この後、関係課長のほうから御説明させていただきたいと思っております。

2月補正予算に関する説明は、以上でございます。

次に、議案第70号「宮崎県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例」について御説明させていただきます。

平成28年2月定例県議会提出議案書のほうをごらんいただきたいと思います。議案書の159ページとなります。

159ページの議案第70号でございます。宮崎県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例でございますけれども、これは、先般、この基金事業が終了いたしましたことに伴いまして、国への精算手続が必要となり、それに期間を要しますことから、平成28年3月31日までの設置期間を、平成29年3月31日まで延長を行うため、改正を行うものでございます。

福祉保健課からは、以上でございます。

**○孫田医療薬務課長** 医療薬務課分を御説明いたします。

お手元の27年度2月補正歳出予算説明資料の

医療薬務課のところ121ページをお開きください。

医療薬務課の補正予算額は、左の補正額欄にありますとおり6億4,442万1,000円の減額補正であります。この結果、補正後の予算額は、その右から3列目の補正後の額欄にありますように、39億7,611万7,000円となっております。

以下、主なものについて御説明いたします。

124ページをお開きください。

一番の上の(事項)へき地医療対策費666万6,000円の減額補正であります。

主な内容は、まず、1の自治医科大学運営費負担金等205万8,000円の減額補正であります。これは、自治医科大学卒業医師について、長期の県外研修の希望者がなかったことによるものであります。

次に、4のへき地診療所運営費補助金241万4,000円の減額補正であります。これは、一部のへき地診療所が休診になったことによるものであります。

次の(事項)救急医療対策費3億3,119万4,000円の減額補正であります。

主な内容は、まず、1の第二次救急医療体制整備1,237万4,000円の減額補正であります。これは、休日または夜間における救急患者の医療を確保する経費に対し支援を行うものであります。国庫補助決定等に伴い減額したものであります。

次に、3の医療施設スプリンクラー等整備事業3億1,552万5,000円の減額補正であります。これは、県内医療機関のスプリンクラー等の整備費を補助するものであります。国庫補助決定に伴い減額したものであります。

次に、一番下の(事項)地域医療再生基金事業費5,286万円の減額補正であります。主な内容

は、次のページになります。

2の(4)の災害拠点病院等機能強化事業4,733万8,000円の減額補正であります。これは、医療機関の施設整備を支援するものでありますが、事業者の計画変更により、所要額が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

次の(事項)医師・看護師等育成・確保・活用基金積立金229万3,000円の増額補正であります。これは、看護師等修学資金について貸与者からの返還金を基金に積み戻すことによるものであります。

次に、一番下の(事項)地域医療介護総合確保基金事業費1億7,958万5,000円の減額補正であります。

主な内容は、まず、1の(1)地域医療介護総合確保計画推進事業1億2,000万円の減額補正であります。これは、病床機能等分化・連携促進基盤整備事業について、対象となる医療機関の所要額が見込みを下回ったことによるものであります。

次に(5)のアの新人看護職員卒後研修事業537万9,000円の減額補正であります。これは、新人看護職員の研修実施に係る医療機関に対する補助を行うものでありますが、対象医療機関が見込みを下回ったことによるものであります。

次に、126ページをごらんください。

(8)医師修学資金貸与事業508万2,000円の減額補正であります。これは、留年等により貸与者が見込みを下回ったことによるものであります。

次に(9)小児医療推進事業1,035万円の減額補正であります。これは、小児医療の現場を支える医師の安定的な確保のため、小児科専門研修医に研修資金を貸与するものでありますが、貸与者数等が見込みを下回ったことによるもの

であります。

次に、(10)のイの病院内保育所運営支援事業1,732万8,000円の減額補正であります。これは、病院内保育所の運営の補助を行うものでありますが、医療機関からの申請が所要額の見込みを下回ったことによるものです。

次に、(11)宮崎県地域医療支援機構運営事業費683万1,000円の減額補正であります。これは、支援機構運営費等の執行残や国庫補助決定に伴い減額するものであります。

次の(事項)薬事費262万8,000円の減額補正であります。

主な内容は、まず、1の医薬品等製造許可及び価格調査事業27万4,000円の増額補正であります。これは、国の委託事業であります。国庫示達額の増によるものであります。

次に、2の薬事監視指導費等290万2,000円の減額補正であります。これは、各保健所が薬事監視指導や研修会等を行う経費であります。所要額が見込みを下回ったことによるものです。

一番下の(事項)毒劇物及び麻薬等指導取締費375万4,000円の減額補正であります。

次のページをごらんください。

主な内容は、5の「麻薬・覚醒剤乱用防止運動九州地区大会事業」181万円の減額補正であります。これは、大会の運営費等の執行残に伴い減額するものであります。

次に、(事項)県立看護大学運営費1億1,705万1,000円の減額補正であります。これは、県立看護大学の職員費の減額や庁舎管理委託の節減、情報システム機器等整備に係る入札残、経費の節減等によるものであります。

次に、債務負担行為の追加について、御説明いたします。

資料が変わりまして、平成28年2月定例県議

会提出議案（平成27年度補正分）の資料の16ページをお開きください。

上から2つ目にあります「地域医療介護総合確保計画推進事業」であります。これは、病床機能等分化・連携促進基盤整備事業による施設の整備のうち、一部の医療機関について工事が来年度までかかりますことから、追加をお願いするものであります。

医療薬務課の説明は、以上です。

**○日高国保・援護課長** 国保・援護課分を御説明いたします。お手元の平成27年度2月補正歳出予算説明資料の国保・援護課のところ、129ページをお開きください。

国保・援護課の補正予算額は、左の補正額欄にありますとおり、19億5,179万2,000円の減額補正であります。この結果、補正後の予算額は、右から3列目の補正後の額欄にありますように、321億4,190万6,000円となります。

以下、主なものについて御説明いたします。

131ページをお開きください。

中ほどの（事項）生活福祉資金貸付事業費につきまして、2,507万2,000円の減額補正をお願いしております。これは、県社会福祉協議会が低所得世帯等に対しまして、資金の貸し付けを行うための経費等を補助するものですが、国庫補助事業の見直しによりまして、事業の一部に要する経費について、県社会福祉協議会の自主財源により実施することになったため、減額補正をするものであります。

次に、132ページをお開きください。

上段にあります（事項）生活困窮者支援事業費につきまして、216万2,000円の減額補正をお願いしております。これは、生活困窮者自立支援法が、昨年4月1日から施行されたことに伴い、自立相談支援事業等を実施するための経費

ですが、国の実施する研修の参加者数が制限されまして、当初の見込みより少なくなったことなどによる執行残であります。

次に、中ほどの（事項）高齢者医療対策費につきまして、9億701万5,000円の減額補正をお願いしております。

まず、説明欄2の後期高齢者医療費負担金の5億9,642万7,000円の減額補正であります。これは、後期高齢者医療の医療の給付や高額医療、保険料の軽減等に要する費用につきまして、国・県・市町村及び広域連合がそれぞれの負担割合に応じて負担するものであります。当初見込み額を下回ることに伴いまして、減額補正を行うものであります。

次に、3の後期高齢者医療財政安定化基金事業の3億973万8,000円の減額補正であります。これは、県に設置しました財政安定化基金から宮崎県後期高齢者医療広域連合に対して、資金の貸し付けを行う事業について、広域連合からの貸し付けの申請がなかったため、減額補正を行うものであります。

続いて、133ページをごらんください。

一番下の段の（事項）国民健康保険助成費につきまして、7億2,638万3,000円の減額補正をお願いしております。その主なものは、まず、説明欄1の保険基盤安定事業の1億8,211万9,000円の減額補正であります。

これは、市町村が低所得者に対して行います保険料軽減について一定割合を負担するものであります。当初の見込みを下回ったことにより、減額補正を行うものであります。

次に、2の高額医療費共同事業の1,683万5,000円の増額補正であります。これは、宮崎県国民健康保険団体連合会が行っております高額医療費共同事業に対する市町村の拠出金について、

県が4分の1を負担するものでありますが、当初の見込みを上回ったことにより、増額補正を行うものであります。

134ページをお開きください。

次に、3の広域化等支援事業の1億610万4,000円の減額補正であります。これは、当該事業の貸付・交付の申請がなかったため、減額補正を行うものであります。

次に、4の都道府県財政調整交付金の5億6,658万5,000円の減額補正であります。これは、国の平成27年度補正予算の決定に伴い、本県の財政調整交付金の減額が示されたことにより、国の算定に合わせ、減額補正を行うものであります。

次に、5の特定健診・保健指導費負担金の8,081万円の減額補正であります。これは、市町村が実施しております特定健診・保健指導に要する経費について、県が3分の1を負担するものでありますが、当初の見込みを下回ったことにより、減額補正を行うものであります。

最後に、6の新規事業「国民健康保険財政安定化基金事業」の1億9,240万円の増額補正であります。これは、平成30年度からの新しい国民健康保険制度において、医療給付費の増加や保険料不足となった場合に備え、全額国費による財政安定化基金を新たに設置し、造成するものであります。

続きまして、下から2つ目の(事項)生活保護諸費につきまして、223万1,000円の減額補正をお願いしております。

これは、医療扶助の適正実施や職員の研修などのための経費ですが、事業の委託契約に伴う執行残などにより減額補正を行うものであります。なお、今年度から国庫補助率の変更がありまして、県の負担がふえたことから、事業費全

体は減額となるものの、一般財源は増額となっております。

続きまして、一番下の(事項)福祉事務所活動費につきまして、2,260万6,000円の減額補正をお願いしております。

これは、市の福祉事務所が実施する、離職によって住宅を喪失した方などに対する住宅手当について、県から交付する補助金が当初見込みより実績が下回ることなどに伴い、減額するものであります。

135ページをごらんください。

最後に(事項)扶助費につきまして、2億5,616万9,000円の減額補正をお願いしております。

説明欄の1の生活保護扶助費ですが、2億4,905万8,000円の減額補正であります。これは、郡部福祉事務所の生活保護扶助費であります。当初の見込みほど生活保護世帯が増加しなかったことにより、減額補正をするものであります。

補正予算の説明は以上であります。

続きまして、議案第71号について御説明いたします。

議案書につきましては161ページですが、常任委員会資料で御説明いたします。常任委員会資料の8ページをお開きください。

宮崎県国民健康保険財政安定化基金条例についてであります。条例について説明いたします前に、資料右側の9ページの国民健康保険制度改革の概要について御説明いたします。

まず、1、改革の背景です。市町村国民健康保険は国民皆保険の基盤となる重要な制度ですが、企業を退職した人が加入するなどにより、年金生活など低所得の加入者が多く、年齢構成が高いことから、医療費が高くなっており、所得に占める保険料の負担が大きいといった構造

的な問題を抱えております。

したがって、高額な医療が発生した場合に一般会計からの繰り入れによる決算補填が必要になるなど、財政運営が不安定となっております。

そのため、2の改革の概要にあります内容の制度改革法が昨年5月に成立したところです。

まず、(1)の運営のあり方の見直しによる制度の安定化を平成30年度から実施することとし、①にありますように、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うこととなります。また、②にありますように、市町村は地域住民との身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うとされたところであります。

中ほどに、現行と改革後のイメージ図を記載しておりますが、市町村が個別に運営しているものを、改革後は、都道府県が財政運営責任を担うなど中心的な役割を果たし、統一的な運営方針のもとで、市町村から国保事業費納付金を、新たに設置する県の国保特別会計に納付していただき、国、県の負担金を合わせ、給付に必要な費用の全額を市町村に支払うこととなります。

この運営の見直しに際しまして、(2)にありますように、公費拡充による財政基盤の強化が図られるところであります。

①が平成27年度から実施されるもので、まず、アの保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた市町村への財政支援の拡充が、全国で約1,700億円実施されているところであります。

次に、下線を引いておりますイであります。国費により、全国で2,000億円規模の都道府県単位の国民健康保険財政安定化基金の造成を、平成27年度から29年度にかけ、段階的に行うこと

とされております。

さらに、②が、平成30年度から実施されるものですが、医療費の適正化に向けた取り組み等に全国で毎年約1,700億円の国費による財政支援が実施されることとなっており、平成30年度からは①のアと②を合わせ、改革前に比べ、総額約3,400億円の財政支援による財政基盤の強化が図られるところであります。

次に、3、新制度の施行に向けた準備ですが、新制度の詳細な内容や運用方法については、厚生労働省と全国知事会、市長会、町村会との協議の場である「国保基盤強化協議会」や社会保障審議会医療保険部会での議論を経まして、国が政省令等で定めることとされております。

県では、30年度からの新制度の円滑な実施に向けまして、来年度新たに国民健康保険課を設置しますとともに、市町村等と連携して準備を進めてまいりたいと考えております。

では、資料8ページに戻っていただきまして、1の制定の理由であります。右側資料の下線を引いているところで説明いたしました、財政基盤強化策としまして、平成30年度からの新しい国民健康保険制度において、都道府県が財政運営の責任主体となるに当たり、国民健康保険法に基づき、医療給付費の増加や保険料収納不足となった場合に備え、国民健康保険財政安定化基金を設置するものであります。

次に、2の条例の概要であります。国民健康保険財政安定化基金の積み立て、管理、運用益金の処理等に関し必要な事項を定めるものであります。

次に、3の施行期日は公布の日を予定しております。

参考として、基金の概要を記載しておりますが、この基金は全額国費で造成するもので、補

正予算において説明しましたとおり、平成27年度は1億9,240万円を積み立て、29年度まで順次積み増しすることとなっております。

国保・援護課の説明は、以上であります。

○松田長寿介護課長 長寿介護課分を御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の長寿介護課のところ、137ページをお開きください。

長寿介護課の補正額は左の補正額欄のとおり、1億7,885万円の減額補正でございます。この結果、補正後の予算額は、右から3列目の補正後の額の欄のとおり、185億9,836万1,000円となります。

以下、主なものについて御説明いたします。140ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)介護保険対策費13億8,874万6,000円の減額であります。主なものは、説明欄1の介護保険財政支援事業13億8,602万9,000円の減額であります。これは、市町村が実施いたします介護保険事業に対する県費負担等でございますが、市町村の介護給付費所要見込み額の減額、及び、低所得者に対する保険料の軽減について、消費税の10%への引き上げが延期されましたことに伴いまして、軽減幅が縮小されたことによる減額、さらに、市町村の予算に不足が生じた場合の財政安定化基金からの貸付金が不要となったことなどによるものでございます。

次に、一番下の(事項)老人福祉施設整備等事業費について、1億381万5,000円の減額であります。

その主なものにつきましては、説明欄1の老人福祉施設整備等事業9,711万4,000円の減額であります。これは、既存の有料老人ホームのスプリンクラー設置や特別養護老人ホームのユ

ニット化改修等への支援、あるいは、医療療養病床を介護施設に転換するための補助事業であります。事業者から申請がなかったことなどに伴う減額でございます。

最後に、141ページの中ほどの(事項)地域医療介護総合確保基金事業費12億9,693万1,000円の増額であります。

主な内容は次のページでございますが、まず、1の基金積立金14億9,730万6,000円の増額補正であります。この基金は、地域における医療及び介護の総合的な確保を図るため、国の交付金を活用して医療・介護施設の整備や従事者確保に関する事業を行うものでございますが、まず、介護分について、国においては、一億総活躍社会の実現のための介護離職ゼロ対策といたしまして、特別養護老人ホーム等の施設整備や介護人材の確保の充実、加速化を進めるために、平成27年度補正予算によりまして、都道府県の事業費ベースで1,500億円余の交付金の増額補正が行われております。この交付金の増額を受けまして、本県では15億2,281万4,000円の基金積み増しを行うこととしたものでございますが、この積み増し分につきましては、特例的に2020年代初頭までの複数年にわたっての活用が可能とされておりますので、この基金を活用する事業につきましては、来年度以降に計画の前倒しや上乘せで事業を実施するというようにしております。

一方、医療分につきましては、国からの配分額が県の計画額を下回ったことに伴いまして、2,550万8,000円の減額を行っておりまして、この結果、基金積立金の補正額は14億9,000万円余となったものでございます。

次に、説明欄3の基金事業1億9,987万4,000円の減額でございますが、主なものといたしま

して、まず、(1)の在宅医療・介護推進協議会の設置・運営事業5,156万円の減額でございます。この事業は、介護保険法によりまして、平成29年度までに市町村が実施することとされており、医療介護の連携体制づくりを支援するため、県内の7つの医療圏ごとに地区医師会等を母体とする連携協議会を設置・運営するための補助を行うものでございますが、協議会の設置が年度途中となり、予算額の一部が不要となった地域や、市町村と地区医師会等との協議調整の結果、基金ではなく介護保険事業の予算を活用して、単独市町村で協議会を設置することとなった地域や協議会の設置が来年度以降にずれ込むこととなった地域が出たために、補助金の一部が不要となったものでございます。

次に、(2)の介護施設等の整備に関する事業1億3,479万4,000円の減額であります。この事業は、地域密着型サービス施設等の整備や開設準備経費に対する補助金ですが、着工を見送る市町村が出たことや、国の交付決定がおくれたことにより、開設準備経費が予算額を下回ったことなどによりまして、不要となったものでございます。

長寿介護課分については、以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○川原障がい福祉課長** 障がい福祉課分を御説明いたします。お手元の平成27年度2月補正歳出予算説明資料の障がい福祉課のところ、143ページをお願いいたします。

障がい福祉課の補正予算額は、左の補正額欄にありますとおり、6億4,262万2,000円の減額補正であります。この結果、補正後の予算額は、その右から3列目の補正後の額欄にありますように、132億1,181万円となります。

以下、主なものについて御説明いたします。146

ページをお願いいたします。

一番下の(事項)精神保健費であります。当事項につきましては、増額をお願いする事業、減額する事業がありまして、まず、増額の内容でございますが、説明欄2の措置入院費公費負担事業において、今後の執行を過去の実績により見込んだ結果、所要の不足が見込まれるためのものであります。

また、減額の主な内容は、説明欄3の精神科救急医療システム整備事業において、緊急な医療を必要とする精神障がい者のための救急医療体制を確保しているところですが、国の基準単価の変更により所要額が減少したこと等によるものであります。

続きまして、次のページ、147ページをお願いいたします。

3番目の(事項)障がい者自立推進費の6億3,062万8,000円の減額補正であります。

減額の主な内容は、説明欄1の介護給付・訓練等給付費において、障がい福祉サービスの利用が見込みより少なかったこと、説明欄5の障がい福祉サービス事業所施設整備事業において、国庫補助決定等による減額であります。

次に、一番下の(事項)障がい者就労支援費の3,284万2,000円の減額補正であります。

減額の主な内容は次のページ、148ページの説明欄3、訓練手当において、県外の障害者能力開発校に入校した本県の障がい者に支給する訓練手当において、入校者数が見込みより少なかったこと等によるものであります。

次に、その下の(事項)障がい児支援費の5,980万6,000円の増額補正であります。増額の内容は、説明欄1の障がい児施設給付費において、放課後等デイサービスや児童発達支援等の通所支援に係る給付の増加が、当初の見込みを上回るこ

と等によるものであります。

次に、一番下の(事項)重度障がい者(児)医療費公費負担事業費の2,747万4,000円の増額補正であります。これは、市町村が実施する医療費助成事業に補助を行うものですが、所要見込み額が増加したことによるものであります。

最後に、次のページ、149ページをお願いします。

2番目の(事項)こども療育センター費であります。運営経費の執行残による159万8,000円の減額補正であります。なお、左から3列目の寄附金210万円ではありますが、これは、女子プロゴルファーのテレサ・ルー選手が昨年11月に開催されたリコーカップにおける懸賞、獲得賞金を寄附していただいたもので、こども療育センターで必要なリハビリ用の電動車椅子などの備品の購入を予定しております。

説明は以上であります。

**○竹内衛生管理課長** 衛生管理課分を御説明いたします。

お手元の平成27年度2月補正予算歳出予算説明資料の衛生管理課のところ、151ページをお開きください。

衛生管理課の補正予算額は、左から2列目の補正額欄にありますとおり、3,718万円の減額補正であります。

この結果、補正後の予算額は右から3列目の補正後の額の欄にありますとおり、13億133万3,000円となります。

以下、主な内容について御説明いたします。

153ページをお開きください。

まず、最初の(事項)動物管理費は、671万7,000円の減額です。これは、主に説明欄2の犬の捕獲抑留及び処分業務委託費255万3,000円、説明欄3の動物保護管理所等維持管理費250万2,000

円の減額であり、それぞれ委託料などの執行残によるものです。

次に、154ページをお開きください。

最初の(事項)食肉衛生検査所費は、1,373万2,000円の減額です。

主なものは、説明欄2の食肉衛生検査所維持管理事業658万4,000円で、備品購入費等の執行残であります。

次に、その下の(事項)食品衛生監視費160万2,000円の減額でございます。

主なものは、説明欄1の施設の監視指導及び収去検査事業135万6,000円で、これは、パソコンリース料等の執行残でございます。

次に、一番下の(事項)食鳥検査費179万1,000円の減額でございます。

主なものは次の155ページをごらんください。説明欄2の食鳥検査業務運営費166万4,000円で備品購入費等の執行残でございます。

次に、一番最後の(事項)生活衛生監視試験費221万5,000円の減額でございます。これは、レジオネラ症が発生した場合に実施する行政検査に要する経費の執行残でございます。

衛生管理課は、以上でございます。

**○木内健康増進課長** 健康増進課分を御説明します。引き続き、歳出予算説明資料の健康増進課の箇所、157ページをお開きください。

健康増進課の補正予算額は、補正額の欄にありますとおり、5億1,868万5,000円の減額補正となっております。補正後の予算額は右から3列目にありますとおり、31億4,145万1,000円となっております。

以下、主なものについて御説明します。まず159ページをお開きください。

中ほどの(事項)母子保健対策費につきまして、2,389万2,000円の減額をしております。



主なものは、説明欄1、安心してお産のできる体制推進事業の2,339万2,000円の減額であります。これは、安心してお産ができる体制の推進を図るため、国庫補助によりまして、周産期医療体制を支援する経費でございますけれども、国庫補助額の決定に伴いまして減額をするものです。

次に、その下の(事項)小児慢性特定疾病対策費におきまして、1,900万円の減額をお願いしております。これは、小児慢性特定疾病に対します医療費の公費負担見込み額が、当初の予定を下回ったことによるものでございます。

160ページにまいります。

中ほど、(事項)難病等対策費におきまして、3億9,169万1,000円の減額をお願いしております。

主なものは、説明欄の1にあります指定難病医療費の3億9,069万1,000円の減額であります。これは、難病医療費助成制度の対象疾病の拡大に伴う予算につきまして、当初の予定を下回る見込みとなったことによるものでございます。

そして、次に、その下の(事項)原爆被爆者医療事業費におきまして2,300万円の減額をお願いしております。

主なものは、説明欄の1にございます、原爆被爆者健康管理、各種手当の2,200万円の減額となります。これは、県内被爆者の死亡等によりまして、健康管理手当などの各種手当の支給対象者が減少したことなどによるものでございます。

次に、その下の(事項)感染症等予防対策費におきまして556万7,000円の減額をお願いしております。

主なものは、161ページにあります。説明欄の2、感染症指定医療機関運営費及び施設・設

備整備事業におきます398万5,000円の減額でございます。これは、第2種感染症指定医療機関の結核病棟改修等に対する国庫補助事業の所要見込み額が当初の予定を下回ったことなどによるものでございます。

最後に、その下の(事項)健康長寿社会づくり推進費におきまして、3,807万3,000円の減額をお願いしております。

この減額の主なものにつきましては、市町村が実施するワクチン予防接種事業に対する補助の減として2,400万円、あるいは県内の医療費情報等を調査、分析、評価する事業に関します補助の減として397万1,000円の減額などがございます。

健康増進課分は、以上でございます。

**○川畑こども政策課長** こども政策課分について御説明いたします。

まず、議案第46号「平成27年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」についてであります。お手元の冊子、平成27年度2月補正歳出予算説明資料のこども政策課のところ、163ページをお開きください。

今回、左の補正額の欄のとおり、1億6,228万3,000円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目の補正後の額の欄のとおり166億4,063万9,000円となります。

それでは、補正の内容につきまして、主なものを御説明いたします。165ページをお開きください。

まず、(事項)施設職員対策費5億3,278万4,000円の増額補正であります。

補正の主な内容としましては、説明欄の3の新規事業「保育士修学資金貸付等事業」によるものであります。事業の内容につきましては、

後ほど委員会資料で御説明いたします。

次の(事項) 児童健全育成費444万円の減額補正であります。

補正の主な内容でございますが、説明欄の2、放課後児童支援員認定資格研修事業の404万円の減額補正であります。補正の内容としましては、研修の民間団体への委託に係る委託料について、研修テキストの印刷経費や会場使用料等を見直した事等によるものであります。

次の(事項) 少子化対策環境づくり推進事業費7,956万9,000円の増額補正であります。166ページをお開きください。

補正の主な内容としましては、説明欄の1の新規事業「地域少子化対策重点推進交付金事業」によるものであります。事業の内容につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次の(事項) 子育て支援対策環境づくり推進事業費1,200万円の減額補正であります。これは、説明欄の1、子育て支援乳幼児医療費助成事業において、市町村に対する医療費の補助額が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

次の(事項) 教育・保育給付費5億2,622万円の減額補正であります。これは、子ども・子育て支援新制度に基づき、市町村が認定こども園等に対し支給する給付費の一部について、県が負担するものであります。補正の内容としましては、説明欄の1の施設型給付費及び2の地域型保育給付費において、市町村に対する負担金の額が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

次の(事項) 地域子ども・子育て支援事業費1億3,796万6,000円の減額補正であります。これは、子ども・子育て支援新制度に基づき、市町村が実施する事業に要する経費の一部につい

て県が負担するものであります。補正の内容としましては、説明欄の4の一時預かり事業や5の延長保育事業において、利用者数及び事業実施箇所数が、当初の見込みを下回ったこと等によるものであります。

167ページをお開きください。

上から2つ目の(事項) 子育て支援対策臨時特例基金6億1,151万円の増額補正であります。

補正の主な内容としましては、説明欄の1の子育て支援対策臨時特例基金積立金について、国の平成27年度補正予算において追加交付が行われることとなった事等に伴い、5億1,671万1,000円を積み立てることとしたこと、及び説明欄の2の安心こども基金事業費のうち(1)の保育所緊急整備事業について、実施箇所の追加等により増額となったことによるものであります。

次の(事項) 児童手当支給事業費8,211万1,000円の減額補正であります。これは、説明欄の1の児童手当県負担金において、支給対象延べ児童数が見込みを下回ったことによるものであります。

次の(事項) 児童扶養手当支給事業費1億325万4,000円の減額補正であります。これは、説明欄の1の児童扶養手当給付費において、支給対象延べ児童数が見込みを下回ったこと等によるものであります。

168ページをお開きください。

1つ目の(事項) 私学振興費2億269万6,000円の減額補正であります。

補正の主な内容としましては、説明欄の1の私立幼稚園振興費補助金の(1)一般補助事業の1億9,129万6,000円の減額補正であります。これは、私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行が進んだことに伴い、補助の対象と

なる私立幼稚園が当初の見込みより減少したこと等によるものであります。

歳出予算説明資料での説明は以上であります。

続きまして、厚生常任委員会資料のほうで御説明いたします。お手元の厚生常任委員会資料の3ページをお開きください。

新規事業「地域少子化対策重点推進交付金事業」についてであります。まず、1の目的・背景であります。この事業は、結婚、妊娠から子育てに至る各段階の負担、悩み、不安を切れ目なく解消するため、結婚に対する取り組みや子育てに温かい社会づくり、機運の醸成の取り組みを推進するものであります。

次に、2の事業概要であります。まず、県事業についてであります。①の出会い創出みやぎ結婚プロジェクト事業につきましては、大規模な婚活イベントを開催するとともに、結婚をテーマとしたテレビ番組を制作・放送することとしております。

次に、②のみやぎ結婚サポート強化推進事業につきましては、①の結婚サポート中山間強化推進事業としまして、今年度、宮崎、都城、延岡に設置しました、みやぎ結婚サポートセンターのうち、都城及び延岡センターに中山間担当職員を配置し、中山間地域の会員登録等を推進することとしております。

また、②の縁結びサポーター強化推進事業では、宮崎センターに縁結びサポーターの相談・調整役として専門職員を配置し、縁結びサポーターに対する相談や研修等を実施することとしております。

次に③の未来みやぎ情報宅配事業につきましては、LINEやメールを活用し、結婚支援や子育て支援に関する情報発信を行うこととしております。

次に、市町村事業についてであります。ごらんとおり、①から④までの結婚支援や子育て支援に関する事業につきまして、宮崎市を初め、5市が取り組むこととしております。

3の事業費につきましては、8,159万2,000円の増額補正をお願いしております。

4の事業効果であります。結婚・妊娠・出産及び子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取り組みの促進に資するものと考えております。

なお、この事業につきましては、国の平成27年度補正予算において創設されました地域少子化対策重点推進交付金を活用することとしております。

現在、国におきまして、各都道府県から提出された計画書について、外部有識者による審査が行われているところであり、3月中には内示される見込みであります。

今回お願いしております事業の内容につきましては、国に提出している計画に基づくものであり、国の審査結果によりましては変更を生ずることがありますので、あらかじめ御理解をお願いしたいと存じます。

続きまして、4ページをごらんください。

新規事業「保育士修学資金貸付等事業」についてであります。

まず、1の目的・背景であります。子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、幼児教育・保育や地域の子育て支援の量的な拡大と質の改善が求められ、保育人材のニーズが高まったことから、国の27年度補正予算を活用し、保育士養成施設に通う学生に対する修学資金や離職した潜在保育士への再就職準備金の貸し付け等を行うことで、保育人材の確保を図るものであります。

2の事業概要であります。まず、(1)の保育士修学資金貸付であります。保育士養成施設に通う学生に対し、学費、入学準備金及び就職準備金の貸し付けを行うものであります。

①の貸付額は、学費が月5万円以内、入学、就職準備金が各20万円以内となっており、②にありますとおり、卒業後1年以内に保育士登録を行い、県内の保育所等において、5年間保育士として勤務すれば返還免除となります。

次に、(2)の保育補助者雇上支援であります。保育士の雇用環境改善に取り組む事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇用に要する費用の貸し付けを行うものであります。貸付額は、年額295万3,000円以内となっており、採用した保育補助者が3年以内に保育士資格を取得すれば返還免除となります。

次に、(3)の未就学児を持つ保育士の保育所復帰支援であります。未就学児を持つ潜在保育士が、保育所等に就職する際の保育料の貸し付けを行うものであり、貸付額は月2万7,000円以内となっております。

最後に、(4)の潜在保育士の再就職支援であります。潜在保育士が保育士として再就職する場合の就職準備金の貸し付けを行うものであり、貸付額は20万円以内となっております。

なお、(3)、(4)につきましては、再就職後2年間保育士として勤務すれば返還免除となります。

3の事業費につきましては、5億3,567万6,000円の増額補正をお願いしております。

4の事業効果であります。資金の貸し付けによる保育士資格の新規取得者の確保や保育士の就業継続支援及び潜在保育士の再就職支援が図られ、保育人材の安定的な確保が促進されるものと考えております。

議案第46号「平成27年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」につきましては、以上でございます。

続きまして、お手元の冊子、平成28年2月定例県議会提出議案(平成27年度補正分)の163ページをお開きください。

議案第72号「宮崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例」についてであります。今回の改正につきましては、基金事業であります保育所等への整備について、一部来年度へ繰り越しとなりますことから、その精算手続きを含めて、ごらんの表にありますとおり、基金の周期を、現在の平成28年3月31日から平成30年3月31日に延長するものであります。

こども政策課からの説明は、以上であります。

**○徳永こども家庭課長** こども家庭課分を説明いたします。

お手元の平成27年度2月補正歳出予算説明資料のこども家庭課のところ、169ページをお開きください。

補正予算額は、左の補正額欄にありますとおり、1億975万8,000円の増額補正であります。

この結果、補正後の予算額は、右から3列目の補正後の額欄の上から2行目にありますとおり、一般会計が42億4,203万2,000円となっております。

以下、主なものについて御説明いたします。171ページをお開きください。

1番目の(事項)女性保護事業費173万9,000円の減額補正であります。補正の主な理由といたしましては、説明欄1の女性相談事業費108万円の減額補正であります。これは、女性相談所の一時保護が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

次に、一番下の(事項)児童虐待対策事業費849

万2,000円の減額補正であります。

補正の主な理由といたしましては、説明欄1の(2)児童相談心理判定機能強化事業315万4,000円及び(3)子ども・ほほえみダイヤル事業125万2,000円と、次の172ページになりますが、説明欄2の虐待対策ネットワーク事業107万8,000円の減額補正であり、いずれも人件費等の執行残によるものであります。

また、説明欄4の児童虐待防止対策緊急強化事業266万7,000円の減額補正であります。これは、物件費等の執行残によるものでございます。

次に、(事項)青少年育成保護対策費384万4,000円の減額補正であります。補正の主な理由といたしましては、説明欄2、(1)のイ、青少年自然の家体験活動等充実強化事業210万7,000円の減額補正であります。これは、入札による執行残に伴うものでございます。

次に、その下の(事項)地域子ども・子育て支援事業費120万9,000円の減額補正であります。補正の主な理由といたしましては、説明欄の1から4までの事業について、市町村の所要見込み額が当初を下回ったことによるものでございます。

次に、一番下の(事項)児童措置費等対策費1,302万4,000円の減額補正であります。

補正の主な理由といたしましては、次のページをごらんください。

説明欄3の児童入所施設等措置費の6,748万2,000円の減額補正であります。これは措置児童数が見込みを下回ったことによるものであります。

また、増額補正となっております説明欄8の新規事業「児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業」と、次の9の新規事業「児童養護施

設等学習環境改善事業」の事業内容につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次に、上から2つ目の(事項)母子等福祉対策費1億2,390万円の増額補正であります。

補正の主な理由といたしましては、説明欄3の新規事業「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」によるものであります。事業内容につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次に、その下の(事項)ひとり親家庭医療費助成事業費1,154万4,000円の増額補正であります。これは、市町村が行うひとり親家庭に対する医療費助成の所要額が、当初の見込みを上回ったことによるものであります。

次に、174ページをお開きください。

一番上の(事項)児童相談所費373万3,000円の減額補正であります。主に人件費等による執行残によるものでございます。

次に、一番下の(事項)児童福祉施設整備事業費291万1,000円の減額補正であります。説明欄1のみやざき学園耐震化等整備事業における入札による執行残に伴うものでございます。

続きまして、国の平成27年度補正予算を活用した新規事業について御説明いたします。

お手元の厚生常任委員会資料の5ページをお開きください。

まず、新規事業「児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業」でございます。1の目的・背景ですが、児童養護施設等を退所し、就職や進学した児童の安定した生活の確保を図るため、家賃や生活費の貸し付けを行うとともに、入所中の児童が就職に必要な資格を取得するために必要となる費用の貸し付けを行い、児童の自立を支援するものであります。

2の事業概要ですが、(1)の就職者につつま

しては、就職後の安定した生活基盤の確保が困難な者に対しまして、家賃の貸し付けを行うものであります。

①の貸付額といたしましては、月額2万9,500円以内としておりまして、②の貸付期間は2年、③の返還免除要件は就職後5年間の就業継続となっております。

次に、(2)進学者につきましては、大学等進学後の安定した生活基盤の確保が困難な者に対しまして、家賃及び生活費の貸し付けを行うものであります。①の貸付額は、家賃が前の就業者と同額となっております、生活費につきましては月額5万円となっております。②の貸付期間は、正規の修学年数、③の返還免除要件は、大学等を卒業して就職した後、5年間の就業継続となっております。

(3)の資格取得希望者につきましては、運転免許など、就職に必要な資格取得に取り組む者に対しまして、その費用の貸し付けを行うものでございます。

①の貸付額は25万円以内、②の返還免除要件は、就職後2年間の就業継続となっております。

3の事業費につきましては、6,014万5,000円をお願いしておりまして、財源等は、参考イメージ図にございますように、他の貸付事業と同様のスキームとなっております。

4の事業効果ですが、施設退所児童等の安定した生活の確保や入所児童等の就職の促進を通じて児童の自立が図られるものと考えております。

6ページをお開きください。

新規事業「児童養護施設等学習環境改善事業」であります。1の目的・背景ですが、児童養護施設等に、児童が使用するパソコン等のICT機器を設置し、学習環境の改善・充実を図るも

のであります。

2の事業概要ですが、県が実施主体となっております、積算の内訳といたしましては、16歳以上の児童が6人以上いる施設に1施設当たり28万円の補助をすることとしております。県内の児童養護施設など10施設が対象となっております。

3の事業費につきましては、総額で280万円をお願いしております。

4の事業効果ですが、児童養護施設等にパソコン等を設置することで、就労に必要な技能の習得や大学進学等に必要な学力の向上が期待でき、施設退所後を見据えた自立支援の強化が図られるものと考えております。

7ページをお開きください。

新規事業「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」であります。

1の目的・背景ですが、看護師等の養成機関在学中の生活の負担を軽減する高等職業訓練促進給付金を活用して、就職に有利な資格の取得を目指す、ひとり親家庭の親に対し、入学準備金等の貸し付けを行うことによりまして、資格取得を支援するものでございます。

2の事業概要ですが、(1)の入学準備金として、養成機関への入学時に、50万円以内の貸し付けを行うとともに、(2)の就職準備金として、養成機関を卒業し、かつ資格を取得した場合には、20万円以内の貸し付けを行うものであります。

なお、両貸し付けとも、返還免除要件は、卒業後1年以内に資格を生かして就職し、県内で5年間就業を継続したときとなっております。

3の事業費につきましては、1億2,591万円をお願いしておりまして、財源等は、参考イメージ図にございますように、他の貸付事業と同様

のスキームになっております。

4の事業効果ですが、ひとり親家庭の親の就業支援を通じて、経済的自立の促進を図ることができるものと考えております。

こども家庭課分については、以上でございます。

○後藤委員長 執行部の説明が終了いたしました。議案について質疑はありますか。

○岩切副委員長 済みません。恐らく各委員から御質問があると思うんですが、4つぐらいの修学貸付資金、訓練資金とか児童養護施設退所児童の自立支援の貸し付けとか、方法論が同じものがあるんですけれども、1つ確認しておきたいのは、来年度からのスタートなんで、今、養成機関等への入学等が進んでいるタイミングだと思うので、まさに貸し付けが受けられればありがたいという人が多数おられるだろうと思っているんです。せっかくよい制度ですので、周知等をどのようになさっていこうとされているのかという点をまず1点。

2つ目でございますけれども、いずれも、国費を一括して民間法人、または実施主体と表現になっているんですけれども、直接貸し付け業務等の事務を行う団体等を想定していらっしゃると思うんですけれども、そのあたりの考え方が2つ目です。

3つ目は、返還免除要件というのがあります、非常にこれ退所者の年齢層がさまざまになるんですけれども、いずれも5年とか2年とかありますが、想定される場所として、無事に免除を受けられる状況が生まれていくというか、なかなかその免除が受けにくい結果になるのか、そのあたりが微妙な数字だと思っています。

というのは、介護福祉士養成の問題でも、離職が早いというのが今問題になって、5年間

従事するということの厳しさが現場実態としてはあるのかなというような思いがあって、もし、この要件に該当しなくなった場合には、要は、それが利用者の抱え込む、今の奨学金の問題と同じように多額の借金というような結論になるのかと思うんです。もう少しその返還要件について、解説がいただけるものであればお聞かせいただきたいという、以上、3点お願いしたいと思います。福祉保健課さんのほうでまとめて言っていれば。

○渡邊福祉保健課長 まず、1点目でございますけれども、入学者等へのPRでございます。これにつきましては、議会のほうで御承認をいただきました暁には、可能な限り早く、例えば、介護福祉の貸付金でございましたら、養成校がございまして、そこを通じての学生に対してのPR、あるいは県のホームページとか広報誌とか、そういったものを通じてのPR、可能な限りの媒体を使ってこの制度の周知を図ってきたいと考えております。

2点目の御質問でございますけれども、民間等への補助ということになっておりますけれども、例えば、この介護福祉等の事業について申しますと、現時点においても既に県の社会福祉協議会のほうで同様の事業を行っていただいておりますので、この事業に関していえば、引き続き県社協のほうでお願いできないかなと考えているところでございます。

3番目の返還要件でございますけれども、確におっしゃいますとおり、5年間という、離職が早い介護の中で、5年間果たして働けるのかというようなことで、そういうお尋ねだと思っておりますけれども、逆にいいまして、そういう5年間でやめないような体制整備とか、そういったようなことも図っていく必要があるのではな

いかなと思っているところがございます。そういうことをすることによって、借りた方が介護の職場につかれて、5年間働くことによって全額返還免除が受けられるような体制整備の働きかけをしていきたいと考えております。

○岩切副委員長 ありがとうございます。もう少し返還要件について、詳細をお聞かせいただければお願いしたいんですが、ここに書いてある状況まででしょうか。

○渡邊福祉保健課長 返還要件につきましては、ここに書いてございますとおり、卒業1年以内に県内で5年間該当業務というようなことで考えているところがございます。

○岩切副委員長 わかりました。介護福祉士等養成、福祉保健課分については実施主体が県社協というお話でございましたが、もしほかのもので、こども政策課の分とかこども家庭課の分で実施主体は別ですということがあれば、そこを確認させていただきたいんですが、みんな県社協でよろしいですか。

○渡邊福祉保健課長 それぞれ各課におきまして、具体的にどこに受けていただくのが一番適当なのかということで、それぞれ今調整を進めている最中でございます。

以上でございます。

○岩切副委員長 わかりました。ありがとうございます。

○井上委員 特別対策事業の介護福祉士等の養成とか確保とかの再就職準備金の貸し付けについて、基本的によくわかってないところもあるので教えていただきたいんですが、再就職するための準備というのはどういうことを想定して、どういうものだったら借りられるのかということは、具体的にはどうなっていくんですか。

○渡邊福祉保健課長 今の御質問でございますけれども、この再就職準備金として想定しておりますのが、例えば、子供の預け先を探す際の活動費ですとか、あるいは学び直しに、しばらく介護の現場を離れていたもので、最近の状況どうなっているのかと、そういったことで書籍等を購入して勉強なさる方もいらっしゃると思います。そういった場合の書籍代ですとか、あるいは介護の職場につくことによって、引っ越しが必要になってくる、そういった場合の引っ越し代とか、いわゆる敷金・礼金、そういったものにも充てられることになっています。そのほかには、通勤用に、例えばバイクですとか自転車が必要な場合、そういったものも幅広く再就職準備金で見るということでございます。

○井上委員 今、副委員長からもちょっと出ましたけれど、やはりその点でのPRですね。自分がどういうことに、次チャレンジしたいときに、自分の助けをしていただけるものが何かというような、これは具体性がないと、自分がどこかに行ってからじゃないとそれがわからないということになると、なかなか活用が難しいのではないかなと思います。そこは、副委員長からもありましたように、丁寧なアピールというか、そういうことが伝わっていくようなことをぜひやっていただきたいなと思います。

それと、考え方ですけれど、事業の効果のところにもあるように、潜在介護人材というのは、大体どのくらいあると想定されていて、この予算の立て方になっているのか、それを教えてください。

○渡邊福祉保健課長 潜在介護人材ですけれども、具体的にこの事業をつくるに当たりまして考えましたのは、2025年、平成37年に県内で4,300人の介護人材が不足すると言われております。



そういったことを受けまして、この事業が平成28年からの3年間の事業になりますので、この3年間でその不足する4,300人のうちの2割、860人をこれで賄ってまいりたいと考えているところでございます。

そういう中で、この(2)の離職した介護人材の再就職の関係で、3年間で760人ぐらいを考えているところでございます。

一方で(1)の新入生に対する貸し付け、こちらのほうで約100人の、合計860人ということで考えているところでございます。

**○井上委員** ちょっと質問がかみ合っていないけれど、実際に今回の議会の質問の中で、福祉保健部長が不足数がこれだけあると、お答えになっているわけです。じゃあその不足数をどんなふうにしてカバーしていけるのだろうかというのは、一般質問聞いた人、代表質問聞いた人はみんなそう思って、非常に危惧しているわけですよね。だから、介護を实际していくその場所の改善、労働条件の改善等もしなければいけないだろうし、一方では、きちんと人材を育てて、その人たちを表面下に浮き出させていくことが非常に必要だろうと思うわけです。

だから、これ非常にタイムリーない事業だと思わないので、実際そういう人たちがどんなふうにいるというのが、その呼び起こしのためのピンポイントじゃなく、そこに当たらないと事業的効果が出てこないわけだから、1回で800何人も引かかるぐらいのその人たちがどこかにいるか、ざっくりやけれど考えているのか、具体性があるってそういうふうに事業化の対象にしているのか、そこが知りたいということなんです。

**○松田長寿介護課長** 潜在介護福祉士がどれぐらいいるかというところでございますが、25年

の数字でございましてけれども、この登録者というのが、県内に約1万4,000人介護福祉士いらっしゃいまして、実際、就業なさっている方が約7,000人ということで、約半数ぐらいが潜在ということで仕事についていらっしゃらないということなんです。

**○井上委員** そういう具体性がいいと思う。どこにアプローチしたときにこの事業的効果が出るのか。だから、再チャレンジしていただけるような状況にどうやって持っていけるのか。こういうありますよというのはわかるけれども、事業的効果が出ていくには、そこにきちんとアプローチできないといけないので、そこをどんなふうにして、どこにアプローチするのかなというのがちょっと心配なわけですね。今、お話を聞きましたので、具体的にそういう人たちがいて、その人たちのところに、きちんと手が届くように、メッセージが届くようにしていただきたいということをお願ひしておきたいと思うんです。

今回、保育士さんの修学資金の貸し付けとか、それから、児童養護施設退所者等の自立支援の貸し付けとかがあるんですけど、この保育士さんのほうもやはり同じようなことが言えると思うんです。やはり具体的にどうしていくのかということと、先ほど副委員長からも出ましたが、同じ保育所にいないといけないのか。これ考えようによっては、貸付払わないといかんのよね、就学資金と一緒に。今回の学生さんのあれが出ていたけれども、いろんなものが貸し付けなので、貸し付けを受けたら払わないといけないよね。どうやって払っていくかということが一番重要で、きちんとしたところに就職できるかどうかというのも、これもまた途中で挫折した場合どうするんだみたいな話もいろいろ出てくるので、心配があり過ぎて、私もなかなか質問しづ

らいところもあるんですが。この再就職後、2年間保育士として勤務するという考え方、それは、場所が変わったとしても、それに類似したような場所であったとしてもいいということか、認可のところから無認可に行ったとしてもいいのか、そういう要件項目というのは非常にざっくりなんですか。それとも、物すごくきちきちしたものになっているんですか。

**○川畑子ども政策課長** 保育士の再就職後2年間ということですが、国の要綱で示されている範囲というのが、貸し付けを受けた者が貸し付けを行った都道府県等の区域内の保育所等において、児童の保護等に従事し、かつ2年間引き続き、これらの業務に従事したとされておりまして、その2年間には、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により、その業務に従事できなかったときは、これは除くというようなことまでは示されておりますが、その保育所等の詳細につきましては、基本的には、認可の認定こども園、保育所、幼稚園の一時預かり等の事業につくことを想定しております。

**○井上委員** そういうふうになっていくんじゃないのかなとちょっと心配もする。

**○後藤委員長** それでは、午後1時再開ということで、暫時休憩いたします。

午前11時54分休憩

---

午後0時59分再開

**○後藤委員長** 委員会を再開いたします。よろしく願いいたします。

**○外山委員** 1つ伺いますけれども、この関連の貸し付け事業、これは、国からの政策でもって、28年から全国一律でやるのかな。

**○渡邊福祉保健課長** そのとおりでございます。

**○外山委員** 全ての都道府県がこれに取り組む

わけ、その金額の大きい少ないはあるでしょうけれども。

**○渡邊福祉保健課長** そのような制度設計になっております。

**○外山委員** 全て国費でやるわけですから、国の流れでやるわけですね。

1点だけ、4ページの保育士資格を持たない保育補助者の雇用の部分、この保育士資格を取るには、就労しながらということではかなりハードルが高いんですか、どういう状況なんですか。保育園に勤めながら、この保育士の資格を取るためには、かなりハードルが高いんですか。

**○川畑子ども政策課長** 保育士の資格を取るには、その養成施設に入っていたか、それとも、通信などで一定の講座などを修了していただくというようなこと、その上で試験というのが必要になります。

**○外山委員** この中に貸し付け、貸し付けというよりも補助ですよ。ただ、約300万円が事業者に貸し付けられますよね。もしこの3年のうちに、対象者が2年でやめた場合、保育士資格も取れないで、返還は事業者が負うわけですか。2年といたら600万円ですね。そうなるんですか。

**○川畑子ども政策課長** 対象となる方がやめてしまわれて、該当する方がなくなった場合は、施設が返還の義務を負うことになります。

**○外山委員** この貸し付けをもらった以上、返還免除を得るためには、何が何でも保育士資格を取らなきゃいけないということですね、言い方悪いけれども。これは、事業所は歓迎する制度でしょうかね。どうだろう、これ使い勝手がいいのか。リスクもあるよね、かなり、リスク一だよね。

○川畑こども政策課長 現在、保育士の資格を有しない方を補助者として雇用しているような施設にとってみたら、その方に資格を取っていただくと、保育士としてできる、携われる場所がふえますので、ほかの保育士さんたちの負担軽減にもつながるということで歓迎すべきものかと思いますが、ほかにプラスアルファで雇う余裕のない施設にしたら、リスクを抱えることになるかなと思います。

○外山委員 1点だけ。要するに、295万円ということは、言い方をかえれば、この保育補助者の年間のほぼ人件費を見るということだもんね。

○川畑こども政策課長 1人分の人件費を想定しています。

○外山委員 そうですよ。これよほど事業者も考えないと、さっき言ったように、2年間でやめたりとか、1年でやめれば、全て負うわけだから、ちゃんと取らせればいいんだね。取ってもらって、頑張ってもらえればいいんだね。目的はそこだからね。だめなことを先に言っちゃだめだね。結構です。

○前屋敷委員 関連してですけど、その事業者で無資格の方を雇用して資格を取っていただくということなのですが、1事業所何人でもそれは可能なんですか、1人ですか、限定されているものなんですか。

○川畑こども政策課長 施設当たり1人を想定しています。

○前屋敷委員 現在、把握はなかなか難しいと思うんですけど、資格のない方の就業というのが、今どのくらい県内にいるものなのか。潜在的な方になると思うんですけど。

○川畑こども政策課長 現在、無資格の補助者を雇用している施設ですが、45であると把握しております。

○前屋敷委員 45施設ですか。で、何人ぐらいですか。

○川畑こども政策課長 申しわけありません。ちょっと人数までは把握しておりません。

○前屋敷委員 それと、先ほども出てたんですけど、この予算は3年間の予算でしょうけれど、県としては、この事業で大体有資格者を何名ぐらいふやす、今の保育士不足と兼ね合わせて、目標はどの辺のところに置かれているのか。

○川畑こども政策課長 それぞれの貸し付けごとに対象となる人数を想定はしているんですけども、今、話に出ました保育補助者の有資格者に促す(2)の事業でございしますが、そちらでは……。

○前屋敷委員 それぞれで目標が出ればいいです。

○川畑こども政策課長 (2)では84名を想定しております。また、(1)での修学資金ですが、養成施設に通う学生の一部に貸し付けることを想定しておりますので、養成施設に通う学生には基本的にとっていただきたいとは思っているんですけども、この貸し付けで想定しているのは、77名を年度ごとにとということなので、延べで385名の方に貸し付けを行うことにしております。

○前屋敷委員 延べというのは全体でですか。

○川畑こども政策課長 2年間その養成施設に通うとしたときに、2年間貸し付けを行うことになりますので、延べという表現にさせていただきました。

○前屋敷委員 (3)のところなんですけれど、未就学児を持つ保育士の保育所復帰支援ということで、保育料の貸し付けを行うということなんですけれど、これは、期間としては、1年とか2年とか制限があるんですか。

○川畑こども政策課長 貸し付け期間は1年間となっております。

○前屋敷委員 上限が1年ということなんですね。

○川畑こども政策課長 そうなっております。

○宮原委員 今言われました保育士の資格を持たないその補助者が、保育士の資格を取るときに、県内に、例えば短大はあると思うんだけど、そういう短大以外あたりで施設ってあるんですか、資格取る、研修施設というのは。それと何年で取れるかです。短大だと2年ということになるんだと思うんだけど、普通のそういう養成施設というのが1年で取れるものなのか、全然わからないので。

○川畑こども政策課長 県内には養成施設はございますが、この保育補助者につきましては、補助の業務に従事しながら資格を取っていただくことを想定していますので、主には通信での受講になるのかなと考えております。

○中野委員 介護福祉士のところで、1万4,000人、7,000人という説明がありましたが、項目と人数と、もう一回説明していただけますか。

○松田長寿介護課長 先ほど申し上げました平成25年度の介護福祉士の登録者数が約1万4,000人、そのうち、就業されていたのが7,000人というふうに、25年度の数字でございます。

○中野委員 ということは、7,000人欠員ということですか。それで、そういう福祉施設は運営できるんですか。

○松田長寿介護課長 今申し上げましたのは、資格者ということでございまして、それ以外に、介護現場のほうには、資格のない方というのがいらっしやいます。そういう形で運営されています。

○中野委員 この介護福祉士は、ヘルパーなん

かでかえてできるということですか。

○松田長寿介護課長 基本的に、介護現場で資格がないからといって従事できないということはないんですけれども、ただ、資格を持っていることで、施設の報酬の加算があつたりとか、あるいは手厚い、質の高いサービスが提供できるとか、そういったことはございます。

○中野委員 社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金、減額1,941万円、これは、県の負担分が3分の1ということでしたから、おおよそ5,800万円というものが執行する必要はなかった。いわゆる退職者が減ったという説明でしたよね。ということは、社会福祉施設ではやめる人が多かつたりいろいろするというでずっと説明を聞いたんですが、その退職者云々ということは、かなり緩和されて、職員が安定して勤めるようになったと理解してもいいんですか。

○渡邊福祉保健課長 今のお尋ねでございます。先ほどもちょっと御説明申し上げましたけれども、この退職手当の補助金につきましては、民間の社会福祉施設の職員を対象にした退職手当の共済事業でありまして、これの当初予算における積算の仕方が単位金額が、予算の段階では4万1,000円ということで積算しておりました。

そして、職員数につきましては9,910人という数字を出していたところでございます。この9,910人と申しますのは、過去の最大値でございます。それで当初予算をお願いしておったところなんですけれども、実際、国のほうから金額につきましては、1人当たり4万60円という単価が示されたところでございます。1人当たりいたしますと940円のマイナスでございます。そして、対象となる職員数につきましては、9,658人、これが確定値ということでござい

まして、当初予定の最大値からしますと252人減っているということで、この940円1人当たり下がったものの250人分ということで、今回の減額の1,900万円という数字が出たところでございます。

○中野委員 先ほどの説明で退職者が減ったというふうに聞こえたもんだから、そういう質問をしました。退職者が減ったということではないということですよ。

○渡邊福祉保健課長 そうでございます。

○中野委員 西諸の有効求人倍率が非常に高いという数字が出てますよね。これは、こういう福祉施設での求人が多いからという説明を前に受けました。多いということは、なかなか採用を求めるけれども、そこに就職を希望する人の絶対量が少ないのかどうかわかりませんが、採用するところは、この前の話では、県がまとめたものを西諸で申請するからということも聞きました。それで、この西諸あたりのそういう施設を見ると、施設はあるけれども、なかなかそれを満杯にできないと。職員がその施設に見合うだけいないもんだから、今度は入所者を受け入れるわけにはいけないということで、入所者を受け入れない施設があるやに聞いております。そして、そういう状態で採用は多い。それで、各施設で引き抜きが非常にあります。A施設からB施設にと、こういうのがあって、退職する人もふえていると。一つの悪循環ですよ。そんなふうにも聞いているんですが、実態はどうなんでしょうか。

○松田長寿介護課長 今、委員がおっしゃいました、人材確保の関係でなかなか利用者の受け入れができないのではないかというようなお話でございましたけれども、昨年、委員のほうからお尋ねのありました飯野の新設の特養のお話

なのかなと考えておりますが、現在のところ、2月末で50名の入所者、80名の定員に対して50名というふうなことで、徐々に入所者はふえてはいる状況でございます。これは、人材確保が困難だということではなくて、入所者の利用、処遇の向上というか確保という意味で、段階的に利用者の受け入れを進めているということをお聞きしております。実際は、その確保が難しいからということではないとお聞きはしております。

ほかに、委員がおっしゃいました退職してまた新たな介護施設に移るというお話も、やはり関係者の皆様、事業者の皆様からお聞きしております。離職されて、また新しいより条件のいいところに移られるという事態も実際はあるとお聞きしております。

○中野委員 安定して、退職者がそういないのは、例えば雇用条件がいいということですよ。県下の施設では、そういう施設ももちろんあるでしょう。職場として安定しているから、勤める人も引き抜かれる必要はないですよ。また、やめる必要もないですよ。そういう安定した施設のほうの実態とすれば多いんですか。

○松田長寿介護課長 数字的なものは、今見つけられませんけれども、やはり、社会福祉法人とかが経営いたします施設、こういったところは、比較的職員に対する処遇も安定していると言いますか、ここについては、数としては少ないと、全体の数割程度じゃないかと思っております。それが、小規模の事業所がその他としては多いということで、小規模事業所の従事者の方というのはやはり厳しい条件があるんだろうと考えております。

○中野委員 条件がよければ、皆、幾らきつい仕事であっても安定して働くと思うわけですか

ら、この辺のところは、いろいろ指導もしていてももらいたいと思います。

私が、昨年、特定のところを聞きましたよね。そこは段階的にやっているということですから、余り採用とか、何か全体に影響するようなことではなかったと思うんですが、ということは、西諸の有効求人倍率は、もう大分この面では緩和されたというか、通常のほうに戻ったわけですか。

**○松田長寿介護課長** 先日、1月末現在の有効求人倍率が発表されましたけれども、県全体で2.04ということでございますが、小林管内が3.17ということで、県内ではまだ一番高い状況でございます。その次が、都城、3.04ということで、引き続き高うございますが、今年の7月末の時点が4.94でございましたので、それよりはやはり改善はされてきていると考えております。

**○中野委員** 前より低くなるのがかなり改善というのも変なことですけど、改善したのは、そういう福祉関係の分が減ってきたというのが要因になっているんですか、その部分の中身はどうか。

**○松田長寿介護課長** 少々数字の関係でお待ちいただきたいと思います。

**○中野委員** 続けます。もういいですが。ということは、西諸地域、まとめて採用云々という話もありましたよね。まだ、そういうまとめて採用するところは、なかなか雇用確保ができないから、ずっと採用していると思うんです。そのあたりのところは、やはりそういうどこかの施設だと思うんですが、何かその事業所というか福祉施設は、もう採用をきちんと済ましたんですか。済まないとすれば、何か支障があるのかということを知りたいと思うんです。

**○松田長寿介護課長** 介護関係の求人、先ほど倍率をそれぞれ申し上げましたけれども、もともとやはり1を超えていると、非常に求職者が少なく、求人が多いという状況は引き続いてるのではないかと考えております。

必ずしもこの数字が物語るように、その確保ができるようになっているのかということになりますと、関係者の皆さんにお聞きすると、やはり確保がまだ非常に厳しい状況だとお聞きしております。小林管内の施設につきましても、引き続き求人を出されていると思いますし、新たに特別養護老人ホーム、小規模な施設をつくる計画もございますので、引き続きそういった人材確保も必要になってくるんだろうと考えております。

**○中野委員** 確保が厳しい、あるいは前段で質問した安定して雇用している施設がある中で、幾らかというのはわかりませんでした。なかなか確保ができない施設があるということは、何かそこには求人をして来ないという問題があるんだろうと思うんです。その条件がよければ、どんどん引き抜かれてくると思うんですよね、雇用できると思うんですよね。やはり、西諸でそういう届けをするということは、その拠点になる施設が、西諸か北諸あたりにあるから西諸の、いわゆる小林のハローワークに一括で届けをしていると思うんですよね。だから、福祉施設でいろんな事件もありますが、そういうこと等を考えると、その施設のなかなか雇用できないというところに問題があるような気がするんです。そういうところがどこかは知りませんが、それを県が特定しておれば、そういうところはきちんとした指導をしているもんかどうかということをお尋ねしたいと思います。

**○松田長寿介護課長** 特定の施設というわけで

はございません。やはり求人が多いということは、一つは、委員がおっしゃいましたとおり、施設が絶えず離職者を見込んで求職を出し続けているというのが大きな要因ではないかと思えます。そのためには、やはり処遇の改善は、これはもう欠かせないというか、大変重要なことだと思っております。

私どもは、そういった面で各施設の方々に研修会という形で年に2回集まっていただく、それから、個別に指導監査に入る。そういう中で、個別に処遇の改善等をいろいろ助言しておりますし、いろんな問い合わせ等に対しても、こういった取り組みがあるのではないかと、御提案も申し上げます。そういう中で、各施設で取り組んでいただきたいと思っておりますし、私どももいろんな形で支援していかなくてはならないと思っております。

**○中野委員** 求人するそういう施設が、離職者を見込んで求人するということは、どんどんその施設は引き抜かれているということになりますよね。やめていくから、また採用するというふうにも受けたんですよね。人がどんどんやめる、採用しても採用してもやめる、補給せざるを得ないということは、何かがあるはずだと思うんですよね。だから、そういうところは、職員の動きということも、皆さん方は経営状態も全部見て指導、監査もされると思いますから、万が一というようなことが発生しないように、厳しい監視の目で監督責任のある件ですから、きちんとやってほしいと思います。

**○井上委員** 午前中からの関連でもあるので、ちょっといいですか。さっき貸付を借りたりして、あときちんと働くところがあって、そこで働き続けていけば返せるので、これは生きてくると思うんです。今、中野委員が言われるのと

同じことを、例えば、この保育士修学資金貸付事業というのは、新年度の予算で、保育士支援センターの設置運営事業をしたいと言っているわけですよね。だから、関連性があって、この貸し付け事業をコーディネートするというか、さっき中野委員が言ったように、こういうところが足りないんじゃないかとか、新年度予算でそういうコーディネートができるような形をとっているわけですよね。この保育士修学資金の貸し付け事業というのは、ある意味、それなりの流れがあるからいいと私は思うんだけど、この介護福祉士等の養成・確保は、本当に4,000人足りないんですよというのがざっくりとした言い方だけれど、部長からきちんと議場で、人数がそれぐらい足りないんですよというのが出た。そしたら、どこが足りなくて、どんなふうにして、どこにその人材を埋めていくのかというのは、私たちの責任として考えていけないといけないと思うんです。今、中野委員が言われたように、一方ではやめていくばかりで、どうやって補充していくのかと言えば、補充することができない。でも、その施設は地域の人たちからは期待されているということになってくると、きちんとこの介護福祉士等養成・確保特別対策事業があるわけやから、先ほど言われたようなことを細かく、きめ細かに、それを対策というか、コーディネートするところ、確認をする場所というのがないといけないと思うんだけど、その確認する場所というのはどこなんですか。これは何人つくってこうでというところはどこがコーディネートするんですか。

そして、一方では、国が介護離職者はゼロにしたいと言ってるんです。介護離職者はゼロにしたいと。だから、そういうことも含めて、地

域の中で、例えば、これは在宅介護の問題とかにも入っていくわけだけれども、そういうことも含めて、いいネットワークをきちんと取って置かないと大変なことになりますよということも国も言っているわけよね。だから、今、中野委員が言われたようなことって、物すごく大事なことだと思うので、介護福祉士等を養成して、確保して、貸し付けまでして、その人たちをどうやって、きちんと地域の中でそういう施設とか、先ほど言った労働条件の改善も含めてそうなんだけれど、そういうのをコーディネートするとこってどこなんですか。

私は、この保育士の支援センターの設置というのは、たった300万円だけれども、この300万円って大きいと思うのよね。この300万円の事業が新年度の予算でこうやってきちんとつながっているからこそ、この貸し付けの事業も生きてくるし、ちょっと期待できるかもなど。もしかしたら、保育士をそれだけ確保することができて、もちろん一方では、優秀な人材としてうちが輩出することだってできるかもしれないなどというふうに思うわけよ、雇用の場所として。だけれど、こっちはどうなのかと。介護のほう、福祉、ここはどうなのというのがちょっと心配なわけよ。そこはどうなっているのかを知りたい。

**○渡邊福祉保健課長** この事業につきましては、今現在も県社協、具体的に申し上げますと、県の社協の中にあります福祉人材センターのほうでこういった貸し付けを行っているところでございますけれども、この新しい事業につきましても、引き続き、県の福祉人材センターのほうで全体的な取りまとめとか、もちろん県のほうも当然主体となりまして、福祉人材センターと一緒にコーディネートをしていかないと

いけないと思っております。

特に、2ページにありますけれども、(2)の離職した介護人材の再就職準備金の貸し付け20万円ですけれども、これにつきましては、今、国のほうで新年度になりましたら、全国的な離職時の届け出システムというものをつくる作業が進んでいるところでございます。本県におきましても、この県社協の福祉人材センターの中でこの届け出システムを稼働させる予定にしております。

今後は、退職された方は、この福祉人材センターに届け出をする。届け出をされた方には、毎月定期的に求人に関する情報をメールとかでお知らせする。そして、この再就職の準備金20万円の貸し付けにつきましても、この届け出システムに会員登録をしていないとこの貸し付け制度が受けられないというスキームになっております。

そういったことで、届け出から求職、そして、再就業までの一体的な支援を行うことを考えておりますので、そういう意味で、井上委員のおっしゃるようなコーディネート、そういったことを担ってまいりたいと考えております。

**○井上委員** だから、県社協はずっとそういうことをやってこられているわけですよね。ずっと今までも、全く社協はそういうことをしてこられなかったというふうには言わないんだけど、ここに至って、全国でやはりそれが非常に問題になっているということ、それから、時期的なことがあるかもしれないのね、人口の動きによっては、それがどんなふう動くかによってもまたちょっと違ってくる部分もあるかもしれないんだけど。県社協が県社協が、社協が社協がって言って、社協でそれが全部、例えば今起こっている現象を緩和できるような状況に



なれるのかどうかというのが、私には理解できないわけよ。そこがちょっと理解できない。だから、全部あなたたちが言うように、社協が社協が社協がって、社協がって言っていれば、それが全部解消できるのかどうかというその関係性がわからない。県と、それから、市町村と、その社協という関係が、そんなにスムーズに全部、そういうふうにしていけるのか。だから、県は何かつくったら、それを社協に丸投げすればそれで終わりなのかというふうになってしまう可能性があるんじゃないかって思うんだけど、そうじゃないよね。

**○松田長寿介護課長** 今のお答えとまたちょっとダブるところがあるかもしれませんが、先ほどお話ししましたように、小規模事業所が多いという実態もございます。せっかくこういう形で資格を取っていただいて、就職してできるだけ定着していただくということが大事かと思っておりますので、私どもは、ことし県内4地区に小規模事業者を中心とした協議会を立ち上げて、その事業者、経営者の皆さんに集まっていただいて、ことしはまず管理者セミナーを計画しております。いかにその人材を育成していくかということを中心としたテーマに、管理者セミナーを予定しております。その中で、入った後の処遇でありますとか、研修体制とか、キャリアアップとか、そういったところを十分にいたしますとともに、今後はやはり職員のほうも、その協議会の中で育成していくということで、できるだけ定着していただくことを今後ともさらに進めていきたいと思っております。

それから、全体的ないろんな人材確保につきましては、ことし立ち上げました関係者、これは、介護学校、市町村、それから、私ども行政関係、職能団体、協議会の中でもいろんな御意

見を今いただいておりますので、その中でやはりどういう方法がいいのかということも御意見をいただきながら検討してまいりたいと思っております。

**○井上委員** 小規模のところについては、こういう対応を取りたいという答弁が部長から議場でもあった。一応、私、議場で話は聞いているのよ。寝てそうに見えて聞いているのよ、実は。だから、聞いてて、大体こういうふうを考えておられるというのはわかるんだけど、実効性のあるものにしてもらわないと、国がこれだけ金を吐き出してくれているというのは大事なことだと思う。だから、それに、本当に地域はきちんと応えてやっていかないとまずいと思うのよ。こういう意味でいえば、うちは、やはり出遅れてはいかんと思う。

先ほど外山委員からも出たように、日本全国でやるんだから、あそこはうまくいっているけれど、うちは全然うまくいってないよねみたいな話はだめなんじゃないのかなと思うわけよ。だから、きめ細かさが必要なんじゃないかなって。社協との連携というのはどうしてとるのかとか、そういうところって、私たち、社協のどこまで行って、社協のどこで何か言うわけにはいかないというか、行ってないもんだから、今委員会の中でこの話をしているわけよね。

だから、社協がどんなに具体的に本当に動けるのかということやらも含めて、この委員会でみんなで議論しているようなことが、社協が同じ温度で議論していただけるかどうかというのは、皆さん方の持って行き方ではないのかなと思うので、今委員会で言ってるということね。

それと、今度は別で、児童養護施設の関係の退所者等自立支援資金貸付事業のことなんだけど、今回、全体的な予算で子ども子育てのと

ころに、知事が金をたくさん配分されたことは高く評価しているし、この前まで7人に1人だったのが、6人に1人は子供たちが貧困と言われるようになって、もっともっと貧困になっていくのかなと思ってすごく心配をしているわけよね。これは、一番やはり必要なのは、学ぶ力をきちんと持つことと、それから、稼ぐ力を持つことをしないと、親がこうだったから自分もこうで、やはりこうかということはしてはならないと思う。貧困をそのまま継続させるということは、私たちはやっちゃいかんと思う。だから、自立していくということが、これになっているわけで、それで、ちょっと私が気になるのは、一応お金は出しましたと、そして、貸し付けはしましたと、そして、就職後5年間の就業継続ってこう書いてあるわけだけれど、今見ていただいたらわかるとおり、きちんとしたところに本当に就職できるのかどうかというのは、これはなかなか難しいところ、大変なところなんだけれど、職種の変更をした場合とかに、この5年間の就業継続の対象になるのならないの、それはどうなんですか。

**○徳永こども家庭課長** これにつきましては、今のところ、国からはアウトラインだけが示されておりまして、具体的に5年間の就業継続というのが、例えば、A社に雇用されてて、そこを一旦退職して次のB社に乗りかえると、期間を置かずに5年間であれば認められるのかとか、そういった細かなことについては、今から国のほうで検討されるということで、途中で病気で退職した場合は、そこは猶予するというようなことも考えられているやに聞いておりますので、今後、国のほうに、そういった取り扱いについて、県として要望もいろいろ出していききたいなと考えております。

**○井上委員** 日本全国で、地域間格差というのは、物すごくあるんだから、そこはきちんと頭に入れておいていただきたい。東京と同じようなことがうちに可能かと思ったら、そんなこと絶対ないわけで、やはり国が言われるのは、ざっくりとした大枠であって、私たちのところに、それが全部が全部当たるといふことにはならないわけで、だから、そこをどんなふうにしていくかということを中心にきちんと頭に入れておいていただきたい。何もかも切ればいいと、切っただけに整いさえすればいいということにはならないと思うのね。どうやって自立させていくかということをちゃんと考えていただきたい。

それと、これって何名を想定して、この金額になっているの。

**○徳永こども家庭課長** 高校卒業して、児童養護施設等を退所する児童の数は平均して約年間30人ございます。その中で就職する生徒が80%、進学する生徒は20%という割合になっておりまして、就職が25人程度、進学は6人から7人程度ということになっております。

対象になるのは、自立の困難な子供ということで、特別加算の対象になっている子供が対象になってくるということでございまして、就職でいいますと、30人中20人ぐらいがその対象になってくるのかなということで、就職する者のうちの15人程度、進学者のうちの5人程度がこの対象になってくるということで考えております。

**○井上委員** 状況を考えたら、恵まれた子供たちがそんなにいるわけではないわけで、ちょっといろんな工夫というか、そういうのが必要ではないのかなと思う。

それに関連して、学習環境の改善事業ということで、28万円で10施設で280万円ですという

ざっくりの感じなんだけれど、今パソコンって1人1台ではないということよね。大体今どのくらいの充足率ですか。

**○徳永こども家庭課長** 施設において、子供用のパソコンを用意しているかという、そこまで調査はしてないんですが、ほぼ設置はしてないと。事務用のパソコンは持っているけれども、子供用のパソコンは置いてないというところがほとんどだと思います。

今回の対象になりました施設は、16歳以上の子供がいるところということで、高校生がいるところが対象になってまいります。県内の施設で、今82人高校生がおりますので、それが10の施設に分かれて入っているということで、10施設が対象になってくるということでございます。

28万円の補助ということになりますので、デスクトップ型のパソコンであれば2台程度は置けるのかなと。子供の数に対してちょっと少ないような気はするんですけども、特に進学を考えているお子さんとか就職直前の子供を中心に活用を図っていただければと考えているところです。

**○井上委員** 学校に行ったら少しあると思うけれど、このICTの機器を使いこなせないとなってくると、就職のときには、物すごいハンデになる可能性が非常に高いわけだから、特にこの人たちはハンデがあった上でのハンデなので、非常に心配をするところなんだけれど、もう少しこのあたりは、県単も含めてなんだけれども、考えられないのかどうか、先々検討しといていただきたいなと要望しておきたいと思います。

そして、今度は別なんですけど、生活保護費の関係なんですけれども、全国で生活保護費はすごくふえていると、すごい人数になったということはニュースになっているんだけど、宮崎県

は、減額しているの、生活保護世帯が減ったという感覚なの、これはどういうふうに理解しているんですか。

**○日高国保・援護課長** ここで上げております扶助費といいますのは、県が所管している郡部の生活保護に出資しております扶助費になりますので、郡部のほうでは、実際のところ保護人員というのが減っている状況でございます。例えば、平成24年から見てみますと、24年が2,197人だったのが、25年になりますと、2,150人、26年には2,060人ということで、市部のほうはふえておるんですが、郡部のほうでは減っているという状況でございます。

**○井上委員** 郡部は特別な、今までやってきた県の対策とかの効果が出たということ、それとも、最近木がよく売れるからちょっと変わったとか、そういうこと、どういう理由。

**○日高国保・援護課長** 正確な調査をしているわけではございませんけれど、一般的に、やはり地域のつながりというのがありまして、さらに最近は有効求人倍率も上がっているというところで、市部に比べるとやはり郡部のほうが状況がよくなっているんじゃないかと考えているところであります。

**○井上委員** 今、全国の生活保護費の金額がふえているのは、大体、高齢者のところがふえて、若い人じゃないのね。だから、若い人は、就業できてどうにかなるのかなというの、少し出てきたということだと思うのね。あとは高齢者の人たちが、生活保護を受けなくても済むようにするには、どうしたらいいのかというのを次考えないといけないのかなって。郡部もそうだとことであれば、これ大体が高齢者ですよ、有効求人倍率が云々と言われるところをみると、やはり高齢者ということにな

るので、高齢者の人たちに、何かちょっと年金プラス、年金もらってない人がいるのかはあれやけれど、年金プラスの何かができるように対策をとるとか、そういうことを考えていく必要があるのかなと。最後まで社会の中で生きていくということからすれば、ここがふえればいいなんて全然思わないので。都市部ではもらっている若い人もおるとのことなので、ここはちょっと考えていける一つの材料になるのかなと思っているとこなんですけれど、だから、高齢者のプラスアルファのところをどうしていくのかというのが、今後考えられていけるといいのかなって思った次第でした。

○山下委員 生活保護のところを聞いていこうかなと思ってたんですが、今、井上議員から聞いていただいたんであれなんです、その生活保護家庭の高校の進学率、これがちょっと全国より7.8ぐらい低いということで答弁いただいたんですけど、何名ぐらいですか。高校生に向かわせないといけない、保護家庭というのはどれぐらいおられるんですか。その比率がわかれば教えてください。

○日高国保・援護課長 生活保護世帯にどれだけ高校生がいるか、何世帯いるかというのは、済みませんが把握しておりません、申しわけありません。

○山下委員 全国平均より7.8ぐらい低い、本県の進学率が83%、その数字からすると、ある程度の数というのは出てないのかなと思ったんですが、全くわからない。

○日高国保・援護課長 直近の平成26年でいいますと、150人の中学卒業生がおりまして、15人が高校に進学しないという数字は持っております。その15人というのが、経済的に行けないということではなくて、やはり、引きこもりであ

るとか、いわゆる経済的な要因以外での問題で高校に行っていないということがわかっております。今後は、そうした子供たちに対して、高校に進めるように、例えば、スクールソーシャルワーカーやケースワーカーなどと連携し、将来、高校に進めるような助言とか指導とかしていければと考えているところです。

○山下委員 安倍政権において、一億総活躍社会づくりというのが出されました。まさしく28年度から、今回示されたこの事業というのが、その先端を走っていくんだらうなと思うんですが、あとはやはり受け入れとなる、限られた人材で、今これだけ高齢者の問題、そして、福祉全般を預かっておられる県社協というのが、その下部組織に市町村の社協というのがあって、すけれど、本当にフォローをしていくのに、この事業をやっていくのに、かなりなエネルギーがいるのかなと思うんですが、その人員体制とか、周知徹底、そこ辺の進め方というのは想定がされているんですか。

○日高国保・援護課長 委員のおっしゃってられます事業というのは、その生活困窮者。

○山下委員 全ての面で、この新規事業がいろいろな角度から出てるんですが。

○渡邊福祉保健課長 今回の貸し付け事業等につきましては、それぞれ事務費という形で予算措置されているものがございますので、そういったことを人件費として使っていただきながら、県社協のほうにもともとプロパーの正職員の方もいらっしゃる。そして、さらに、今回つける人件費で非常勤の方等を雇用することによって、でも、当然ながら、私どもも、この委員会の場でもよく議論いただいておりますけれども、単に県として丸投げじゃいかんというのはもちろん思っておりますので、県と、県社協、

そして、市町村社協が一体となって、そこに当然市町村も入る形でいろんなこの一億総活躍の事業を円滑に進めてまいりたいと思っております。

○中野委員 長寿介護課長にお尋ねしますが、老人福祉施設整備等事業費9,700万円余の減額のところで、この減額の理由に、スプリンクラーの申し込みがなかったみたいな説明でしたよね。どっかの施設で火災が発生して、いろいろ施設が不備であったということで、その施設の入所者等が死亡された例、そういう事故がありましたよね。そういうことの反省もあって、スプリンクラーをつけるということだったんだと思うんですが、それをつけなかったということは、そういう予定にしていた施設は、火災が発生した場合の消火が非常に困難だということだと思うんです。それを、今回つくる予定がつからなかったということは、火災予防意識の欠如ではないかなと。こういうところの法律は、何か厳しく勧告云々というのにな変わったようなことをいつか耳にしましたが、そういう施設が、どこがあってされて、それが申し込みをされなかったのかどうか、そういうところは今後どうされようとしているのかをお尋ねしたいと思います。

○松田長寿介護課長 このスプリンクラー整備につきましては、補助率が10分の10という国庫事業がございまして、今回この補助事業を26施設の方が活用されておられます。結果的に、県の補助事業は2分の1補助ということでございまして、今回利用を申請されることはなかったわけですが、施設の皆さんは、国庫補助事業のほうを今年度は使われて整備をされているというところでございます。

○中野委員 じゃあ不備がある施設はないということですね。

○松田長寿介護課長 実は、有料老人ホームが年に1,000床ほど設置がふえております、届け出がふえております。特に、民家を活用されて有料老人ホームを始められるというようなところについては、例えば、今借りて設置される場合は、家主さんとのいろんな調整があったりということで、まだ全部の施設で設置されていない状況でございまして、約83%ぐらいの施設には設置が進んでいるわけなんですけれども、残りの施設が設置をこれから検討していただくというような状況でございます。

○中野委員 国が10分の10でそういう事業がある、県は2分の1の事業だということでしたが、本年度は、結局、県の事業は全く使われなかったんでしょう。これから先も国の事業で足りるというわけではないんですか。

○松田長寿介護課長 国の事業が10分の10ということで、全国でもやはり要望が多いとお聞きしてまして、必ずしもその全ての施設に対応できるかどうかと、私どもは思っておりますので、やはり、県の補助事業も、設置を進めるという意味で必要ではないかと考えております。

○中野委員 なるだけこういうことで事故が発生したり、問題が発生したりするようなことがないように、前段に言ったことも含めて、ましてや事件化するようなことがないように特段の注意を払って、こういう施設には、福祉保健部として指導していただくよう、よろしく要望しておきたいと思えます。

○前屋敷委員 健康増進課で難病対策のところをさっき御説明いただいたんですけれども、3億9,000万円が減額で、見込みが下がったということなんですけれども、疾病の枠が広がり、一定対象というか、経費そのものは単純に考えてふえると思っていたんです。もう一度、なぜ見込

みが下回って減額なのかという御説明をまずしていただきたいと思います。

**○木内健康増進課長** この難病の医療費、助成対象の疾患数が56から306にふえたということで、これまで給付の対象になっていた疾患については、もちろん給付しておりますので、何人の方が給付を受けられているのかはわかっていたわけですが、新たにふえたところについては、患者数の推計といいたいまいしょうか、具体的に何名おられるのかというところが、必ずしもはっきりしていなかった部分があるかと思えます。

国の全国の試算におきまして、平成23年当時の78万人から、27年度には約150万人へふえるだろうという推計をしております、これは、県の当時の数に当てはめたところで1万5,000人ぐらいが対象になるんじゃないかという推計をしております、また、そのようなことになった場合に、給付が滞らないようにということで予算のほうはお願いしていたところであります。

結果としまして、27年度まだ終わっておりませんので見込みになりますけれども、1万1,000人弱という形の、これまでの伸びからいきますと、そういう形になるのではないかなと見込んでおまして、ですから、1万5,000人というところまで伸びなかったということになります。

なぜ伸びなかったのかというところについては、県だけの現象ではないんですけれども、全国的にも、まだはっきりはしていないところです。

**○前屋敷委員** 見込みを4,000名ぐらいは下回ったということで、一定見込んで、それだけ難病の方が少なければ、そのほうがいいんですけれども、しかし、特定する病院なり医師なりがやはりいなくて、十分その辺のところを把握でき

ないということも一つはあるのかなと思うんですけど、もう少しそういったものも細かにつかんでいただいて、十分な手だてができるように、県としての把握も含めて十分に今後措置してほしいなと思います。

**○木内健康増進課長** 見込みよりも少なかったというのは、まず事実であると。今、委員からお話ありましたとおり、本当にこれが全部なのかということもちょっとはっきりしないところがありまして、つまり、疾患がふえたのは1月なり7月なりのわけなんですけれども、その月にどかとふえたというよりは、少しずつ来ているというふうなところもありまして、それは、患者さんといえますか、医療機関におきまして、この方は多分給付の対象になるであろうから申請をお勧めするというような医療機関側からの働きかけも大事ではないかと思っておりますので、県内、特にそういった患者さんの診察をされている医療機関を中心にさらに周知に努めたいと思っております。

**○井上委員** 障がい福祉課のところを教えてください。

障がい者自立推進費のところ、障がい福祉サービス事業所施設整備事業、これ2,427万円なんですけど、これの説明をもう一回お願いしたいですか。

**○川原障がい福祉課長** この事業につきましては、グループホームの整備に対する補助事業でございますけれども、今年度につきましては3件予定し、国に申請しておりましたけれども、うち1件が事業所側の経費、事業計画を見直した結果取り下げとなったのと、もう2件につきましては、交付決定の内示があったわけなんですけれども、国の予算の範囲内ということで減額決定があったためによるものでございます。

○井上委員 枠が決まって、それを使わなかった場合は、どうしても返さないといけないの。

○川原障がい福祉課長 はい、そのとおりでございます。

○井上委員 もう一つ、重症心身障がい児(者)・小児精神医療体制強化事業、この838万円というの、どういう現状ですか。

○川原障がい福祉課長 これにつきましては、重症心身障がい児施設2つございますけれども、ここで勤務される小児科医師につきましては、県外研修等につきまして、病院側と2分の1ずつで、そういった希望があった場合は助成しますよという事業でございますけれども、今年度、そういった医師の県外研修の希望者が出なかったということでございます。大きなものはそういうことでございます。

○井上委員 これも、振りかえが別にできないのね。別の使い方は全くできない。

○川原障がい福祉課長 これは、病院側と2分の1ずつ、小児科医の研修という形での予算でございますので、そういったもの以外については考えていないところでございます。

○井上委員 ありがとうございます。こういうのちょっと使い勝手が悪いね。何かほかに使えると随分いいのになと思います。

今度はこども政策課の地域少子化対策重点推進交付金事業のことで教えてください。実は、これは、すごく皆さんが期待されているということ、私もよくわかってないところもあったんですが、県がやるということで、来られる相手の方たちのことも想定して、評判というか、評判が評判を呼んで評判になってというか、先々に行き過ぎて期待だけが膨らんだというようなところもあるわけですが、部長が議場では、男性の人が312人、女性は249名で561名登録者が

あったということをおかれて、個別までに発展した人は100組いたんだということをお断りしておられたんですが、実は、これにアクセスした女性の方なんですけど、登録をしたんですけども、個別に見ることができなかつた、ハッカーか何かで問題になったことがあるんですか。見れなかつたということはあるんですか。

○川畑こども政策課長 結婚サポート事業についてのお尋ねということでよろしいでしょうか。

○井上委員 いいよ。

○川畑こども政策課長 登録されたその会員の方が閲覧できなかったという具体の事情がわからないんですけど、12月の9日に報道発表しましたシステムトラブルの関係かと思うんですけども、システムの構築段階におきまして、業者の構築に障害があったということで、12月の頭からお相手情報の閲覧を開始するところを、そこでシステムを一度とめまして、具体的に開始したのが1月の頭からになっておりますので、その期間にもしかしたら予約されて、閲覧ができなかつたということかもしれませんが、その方々に対しては、振りかえの日を設定しまして、サポートセンターのほうで対応していると思えますが、具体的に対応されてないということであれば、サポートセンターのほうにその旨を確認していただきたいと思えます。

○井上委員 詳しく教えていただきたいんですが、非常に期待しておられたところが、アクセスができなくなって、それで、がつくりということなんですけど、個別の100組というのは、やはり大きいと思うんですけど、個別100組というのは、これ具体的に誰かと誰かを会わせることができたのが100組という理解の仕方でいいということですね。

○川畑こども政策課長 そのお相手情報という

のをセンターで閲覧していただきまして、この方に会いたいというような希望を聞きまして、その方がメールを受け取って会ってもいいですという、その会う前の段階で成立したものについて、サポーターがお引き合わせをしたのが100組ということになっております。

○井上委員 この専門職員というのはどういう方なんですか。

○川畑こども政策課長 今回補正で上げさせていただいております交付金事業で、みやざき結婚サポート強化推進事業で上げております専門職員ですが、サポーターというお引き合わせを行っていただく方の役割というのが非常に大きいということで、いろんな会員さんがいらっしやいまして、少し困難な事案に2人、サポーターが現在いらっしやるんですけれども、そのサポートを行うような職員を新たに配置して、そのサポーターが安心して独身男女のサポートをしていただける体制を整備したいと考えております。

○井上委員 イメージとしては結婚相談所だと思っていいということですよ。

○川畑こども政策課長 この結婚サポート事業なんですけれども、いわゆる結婚相談所と決定的に違うのが、出会いの場を提供しているというもので、相談所であれば、恐らくあなたにはこういう人が合いますというようなお勧めもあるところが多いんじゃないかなと思うんですけれども、結婚サポートセンターにおいては、あくまで情報を閲覧した中で選んでいただくと、その方に選んでいただいて、その方との調整を行いますということなので、具体的に紹介は行わないというのが違いかなと思っております。

○井上委員 わかりました。そしたら、個人情報というのは、セキュリティーはすごくきくと。

この前、そういういろんなことがあったにしろ、セキュリティーはすごくきくと理解していいということですね。

○川畑こども政策課長 先日のシステム障害につきましては、確実にシステムについて、個人情報情報が漏れない対応をとっております、個人情報保護については、その後はしっかりと運営されています。

○井上委員 ありがとうございます。あとで丁寧に教えてください。

○中野委員 今のこの事業に関連してですが、大規模な婚活イベントを県が事業としてやりますよね。1,000万円のうち、イベントとして使う金額は幾らなんですか。

○川畑こども政策課長 大規模な婚活イベントにつきましては、520万3,000円を予定しております。

○中野委員 それと、市町村事業で4カ所が開催するようになっておりますが、これは、平均すると465万円ですけれども、各市町村ごとに金額に違いがあるんですか、あれば市町村ごとに教えてください。

○川畑こども政策課長 (1)から(4)のそれぞれの市町村ごとに御説明させていただきたいと思います。

まず、(1)婚活サポーター養成運営事業の都城市が400万円、えびの市が133万4,000円、(2)の婚活イベント開催事業、宮崎市が97万円、都城市が600万円、串間市が700万円、えびの市が463万7,000円・・・。

○中野委員 あとはいいでしょう。県のイベントの内容と、市町村で、例えばえびの市の内容を教えてください。

○川畑こども政策課長 県の大規模な婚活イベントとして想定しているのは、大規模なという



のが500名規模を想定しているんですけども、独身男女を集めて、具体的な出会いの場を提供するとともに、県内の市町村や婚活支援に取り組む団体等の情報発信の場としても活用したいと考えておまして、その独身男女の婚活パーティーの周りに市町村の取り組みや団体の取り組みの紹介を行い、その参加された独身男女にその情報にも触れていただくような機会にしたいと考えております。

続きまして、えびの市のイベントで想定しているものですが、えびの市では、テレビ局と協力、連携し、身だしなみ講座を行った後に交流型の婚活イベントを予定されております。

(1)の婚活サポーターとしてえびの市で養成したサポーターもそのイベントに積極的に関わるとされております。

○中野委員 宮崎市が97万円だから、県がする事業でそれはカバーできると思うんですが、以前、市町村にいても、あとは民間にそのまま丸投げしないように責任を持って行政がしていただくようにという、この期中においてお願いした記憶もあります。民間の力も借りなきゃいけません、なるべく行政もある程度きちんと責任を持って取り組んで、市町村を指導していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○川畑こども政策課長 県がやるイベントの中で、市町村と団体等の取り組み紹介をすることで、独身男女にもそれを紹介するんですが、その中での結びつきというのを期待しております。交付金が国のほうでつけば、県の役割ということで、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○宮原委員 今、宮崎は97万円、県の事業のほうがあるからということでしたけれど、1回ず

つこういったイベントをするんですか、何回か複数やるんですか。

○川畑こども政策課長 県のイベントにつきましては、1回を想定しておりますが、市では、それぞれ複数回を想定されています。宮崎市では、年間2回、都城市では年間12回を予定していると伺っております。

○前屋敷委員 別件で、同じくこども政策課の同じ166ページ、教育・保育給付費の減額で、先ほど御説明いただいたんですけど、もう少し詳しく御説明いただきたい。新制度での県の負担分の見込みが下回ったからということなんですけれど、もう少し具体的に。

○川畑こども政策課長 子ども・子育て支援新制度、今年度から始まりまして、施設型給付と地域型保育給付費の具体的な見込みを市町村で行っているんですけども、県も市町村も昨年度の見込みの段階で、正確な見込み、どれぐらいかかるかということが見込めなかったということで、実際にこの2月補正の段階になって、ここまでの減額となっているのが現状でございます。

○前屋敷委員 これは、施設の数でいくのか、子供たちの数でいくのか、金額を割り出したというのは、どこに基準を置いて、この減額になるんですか。

○川畑こども政策課長 新制度におきまして、その給付というものが、基本的な職員の配置に応じたもの、児童の配置に応じたもの、やっている事業の内容に応じたものというのがあるんですが、その上に、この職員を配置したら加算があるとか、複雑な仕組みになっておまして、一概に御説明申し上げることが難しいんですけども。

○前屋敷委員 見込みというか、計画どおりに

はなかなか新制度にはなじめていないと、総体的に、そういうふうな理解でいいんですか。なぜこれだけ計画と実態とがずれているのか。

○川畑こども政策課長 昨年度の段階で今年度の予算を見込んだときに、施設がその新制度に移行するかどうかというのも、正確ではなかったことと、国のほうでも法定価格とか費用面、制度設計がぎりぎりまでわからなかったということもありまして、今年度の予算については、ここまでの減額が生じているというのが大きいと思います。

○前屋敷委員 今の段階では、まだ制度がなかなかよく機能してないというふうには言える。もう少し期間があれば、もう少し落ち着くということもあるんですか。

○川畑こども政策課長 その新制度につきましては、今年度1年間運営してみた結果、県も市町村も、その事務については一定程度蓄積ができましたので、来年度以降はより安定的な運用ができるものと考えております。

○前屋敷委員 それと、167ページの児童扶養手当なんですからけれども、これも対象が減ったということなんですけど、現状の数、昨年とことしで教えてください。

○川畑こども政策課長 宮崎県全体で26年度の受給者数が1万5,000人、手当の支給実績が71億1,816万円、うち県が負担している町村分の支給実績は11億211万円、市が負担している市分が60億1,555万円となっております。27年度につきましては、まだ正確なものが見込めないんですが、25年度の数字を申し上げますと、県全体の受給者数が1万5,084人、給付の額が72億1,304万2,000円で、県の負担している町村分につきましては、11億2,083万8,000円、市分につきましては、60億9,170万7,000円でございます。

○前屋敷委員 27年度のこの対象見込みが少なくなつたというところでの数字で。

○川畑こども政策課長 少々お待ちください。県の負担している町村分につきましては、27年度、受給人員見込みというのを立てておりまして、受給人員が2,500人、給付の額としましては、10億8,842万7,000円となっております。

○前屋敷委員 まだ全体は出ないということですね。

○川畑こども政策課長 はい、全体の数は、まだこの時点ではわかりません。

○後藤委員長 ほかにありませんか。

○岩切副委員長 およそ大体終わりそうなので御質問させていただきます。148ページ、障がい福祉課さんのほうになります。障がい児支援費、1番の障がい児施設給付費は通所支援の見込み増ということでございました。わかばとかあさひとかの通所施設かなと思うんですが、退所児童が増加しつつあるという認識があるんですけども、そのような状況であるかということをお聞かせいただければと思います。

○川原障がい福祉課長 委員の言われました児童発達支援センター、あるいは放課後デイサービス等の通所に係る入所利用者の状況でございますけれども、昨年、26年の12月現在が971名でございましたけれども、平成27年、昨年12月現在で1,322人ということで、大幅に増加している状況でございます。

○岩切副委員長 今の幾つかありました施設で、大幅な増になりますが、これは補正ですので、今年度こうだという見通しとして、その施設提供が充足しているかという点について、状況をお聞かせください。

○川原障がい福祉課長 この通所関係につきましては、いろいろ要望を受ける機会もあるんで

すけれども、特に、放課後デイサービスの要望が非常に強うございます。ただ、これにつきましては、段階的に増加している状況でございます。また、まだまだとは思いますが、おむね要望されるこの放課後デイ等を中心に増加しつつあると考えております。

**○岩切副委員長** ありがとうございます。続けて、こども政策課のほうになりますけれども、168ページの私学振興費で、御説明の際に、私立幼稚園が減少した、認定こども園等に変更したという趣旨かなと思うんですが、そのような受けとめでよろしいかということと、特に、残余の私立幼稚園の状態のところ、負担等はかかってないか、その2点をお聞かせください。

**○川畑こども政策課長** 私学振興費が減少した理由としまして、子ども・子育て支援新制度のもとで施設型給付を受ける幼稚園がふえたということで、国から来ている基準額どおりのものは県としては施設にお支払いしている状況でございます。

**○岩切副委員長** 国が示している基準どおりではあるという認識には、最終的には至ったようなんですが、1園1園のその幼稚園では、振興費が著しく減少したという中で大変苦しんでるお声をいただいているんですが、そのあたりは、規模の問題とか、数字の問題でいかんともしたいという理解をせざるを得ないのかどうか、対応の方法が検討されているのか、そのあたりをお聞かせいただきたいんですが。

**○川畑こども政策課長** この私学振興費というのが、国から県内の私立幼稚園にいる児童数の人数に対して一旦全て県のお金として受け入れます。それを、県で一定の基準に従って、施設ごとに配分を行っております。昨年度まではその基準の中で大規模の園と小規模な園の中で

一定の調整が行えるだけの額があったという状況でございますが、その大規模な園が認定こども園、私立幼稚園の中でも、新制度のもとでの私立幼稚園、施設型給付を受ける園に変わってしまったことで、調整の余地が非常に狭まって、結果として、私学振興費を受ける私立幼稚園に残ったところについては、昨年度より減少したような状況はあります。

県で、さらに追加で補填ができるかと、さらなる助成ができるかというところでございますが、なかなか財政状況の中では、これ以上の上乗せというのは厳しい状況がありまして、できれば、法律で定められた給付を受けられる新制度に移行していただきたいと、県としては考えております。

**○岩切副委員長** 最後にいたしますけれども、施設給付が受けられる状態、認定こども園になるスピードの御助言というか御指導というか、そこに若干認識のずれはなかったのかどうかという点を聞くことがございます。このような結果になるとは思いもよらなかったという趣旨です。減額をされるに至るルールがあるというのは承知に至ったようなんですけれども、そういうふうになるとは聞いてなかったという趣旨からすると、認定こども園に推進していく流れの中で、こういう事象になることが想定されるよというお話が事前にあっていたか、結果として、各幼稚園が認定こども園になっていく各園の判断の掌握というか、そういったものの中で、結果1年後とか来年度とか再来年度とか予定していたところが、急な変化の中で厳しい状態になってしまったんだけど、何ら助言はなかったんだという理解のままいるのかという点で随分違うのかなと感じているものですから、そのあたりをどう御理解なさっていらっしゃるのか最

後にお聞かせいただければ。

○川畑こども政策課長 幼稚園の団体から、私どもも似たような話は伺うんですけども、昨年度、27年度から新制度が始まりますと、このままいくと私学振興費は減る可能性がありますというお話は、昨年度中に幼稚園、その団体を通じて、園の方に集まっていたきまして、何度か差し上げているところではあります。

ただ、今現在残って私学振興費を受ける幼稚園の中には、なかなかそういう説明の場に出こられない方もいらっしゃる、情報の周知がこちらとしてもなかなかできなかったというのは、一部にあるのかなと認識しております。

ただ、そういうところも、安定的に施設を運営していくためには移行していただいたほうが、選択肢を提供した上で移行しないという判断をされるのは、その施設の考え方でございますけれども、きちんと情報を入手された上で判断をしていただきたいと考えておりますので、今後とも、移行したいというところについてはきめ細かなサポートをしていけるような体制を整えていきたいと思っております。

○後藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 では、ここで休憩をとりまして、再開を2時40分といたします。暫時休憩いたします。

午後2時31分休憩

---

午後2時41分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○孫田医療業務課長 常任委員会資料の10ページをごらんください。

地域医療構想について御説明申し上げます。

まず、これまでの状況についてですが、地域医療構想策定委員会を3回、地域医療構想調整会議を各地域で延べ11回開催したところです。それぞれの会議で出された主な意見につきましては、(1)、(2)のところに記載のとおりでございますが、幾つか紹介させていただきますと、まず、(1)の地域医療構想策定委員会ですが、2つ目の丸のところにありますとおり、単に病床を多く確保しておくことが得になるというような話ではなく、将来、患者が適切な医療を受けるためにはどうすべきかを考えていかなければならないといった御意見や、4つ目の丸のところにありますように、構想について、27年度中の策定ありきではなく、国や他県の動向も見ながら、より時間をかけた審議が必要であるといった御意見が出されたところです。

次に、(2)の地域医療構想調整会議ですが、1つ目の丸のところにありますとおり、病床機能のうち高度急性期機能については、現状において、その機能を果たしている圏域において、将来も役割を担ってもらうことが必要ではないかといった御意見や3つ目の丸のところにありますとおり、地域医療構想の策定後、その地域にふさわしい医療提供体制を構築していくためには、病床機能転換への支援策等を推進していくことが必要となるといった御意見が出されたところです。

次に、2の策定スケジュールについてですが、6月の常任委員会で今年度中をめどに策定を進める旨、御説明申し上げていたところですが、ただいま御説明いたしました策定委員会での御意見などを踏まえ、来年度半ばの策定を目途とすることに変更したところでございます。

スケジュールといたしましては、来年度第1

四半期にかけて引き続き策定作業を行い、第2四半期にパブリックコメントの実施や、医療審議会への諮問・答申、9月定例県議会での御審議などを経た上で策定する予定としております。

説明は以上です。

○河野看護大学法人化準備室長 看護大学法人化準備室でございます。

それでは、委員会資料の右側になります11ページをごらんいただきたいと思っております。

県立看護大学の法人化移行業務に係る進捗状況について御報告させていただきます。

1の取り組み状況ですが、本年度当初に、本庁と看護大学の職員による法人化準備委員会を設置し、専門部会を開催することにより、制度設計を進めてきたところであります。

今後、具体的な内容の検討、構築を行うに当たりまして、法人化の移行業務が円滑に進むよう、これまで検討してきた内容について、法人化基本方針として、その取りまとめを行っているところでありまして、本日は、その内容を御報告させていただきます。

以下、委員会資料に概要を記載しておりますが、本日は、詳細につきまして、別冊の宮崎県立看護大学法人化基本方針(案)のほうで御説明させていただきたいと思っております。

こちらの資料の1ページをお願いいたします。

具体的な内容に入ります前に、法人化に至る経緯と法人化に期待される効果について、さきに御説明いたします。

1の現状と課題であります。県立看護大学は、平成9年の開学以来、本県の看護教育等の中核機関として、県内外の保健、医療、福祉の向上に貢献してきたところであります。

しかしながら、少子化が進行する中、大学を取り巻く環境は全国的に厳しさを増している状

況にありますので、変化に対応できない大学は、衰退や淘汰を避けられない状況にあると考えます。

本県の看護大学としても、今後とも優秀な学生を確保していく必要があります、そのためには、大学の活性化に取り組み、その存在感をアピールできる魅力ある大学となる必要があると考えております。

一方で、看護系大学に対しましては、高齢化のさらなる進行等に起因しまして、さまざまな地域課題の解決に貢献することが、従来にも増して期待されております。

本県の看護大学も県立の大学として、地域に貢献するさまざまな研究や事業に積極的に取り組み、県民の方からも期待される大学となる必要があると考えております。

このような課題認識のもと、大学の特色の強化や魅力の向上に向け、大学改革の必要性を痛感したところであります。

2、これまでの経緯であります。このようなことから、平成26年度に県内外の有識者による県立看護大学あり方検討委員会を設置し、議論を行ったところであり、その検討結果も踏まえ、大学改革の推進力を高めるため、公立大学法人による運営形態に移行することとしたところであります。

以下の今年度の状況につきましては、先ほど委員会資料で述べましたので、次ページをお願いいたします。

次に、法人化により期待される効果について、御説明いたします。

まず、1、効果的・効率的な大学運営が可能になるという点です。

法人化により、地方自治法等が適用外となりますので、行政組織のルールに縛られることな

く、法人の自主的・自律的な判断に基づき、弾力的に予算執行や組織編成等が行えるようになります。

もう少し補足しましてメリットを2点ほど申し上げますと、例えば、年度途中での新たな取り組みの予算の確保の場合、現在は、本庁に予算を要求し、検討・査定、議案提出など、一連の手續に数カ月から場合によっては翌年度対応となるなど、長い期間を要しておりますが、その手續が法人化後は不要になります。

このように、大幅な期間の短縮により、同じことを行うにしても早期に着手できることで、取り組みの効果の発現が早くなるというメリットがあります。

2点目としまして、大学運営面での変化でございしますが、大学運営はこれまで内部の教員を中心に行われてきましたが、法人化後は大学外の者が制度的に運営に参画できるようになります。

このことにより、効率性の観点も含め、多角的な観点からの発案・意思形成が可能となり、これまで以上の取り組み、例えば、学生確保につながる新たな大学の魅力向上の取り組みや、これまでにない地域貢献の取り組みが期待できるというメリットがございします。

次に、2、迅速で機動性のある大学運営が可能になるという点です。これは、上記1と重なる部分ではありますが、これまでは、出先機関として本庁との協議・調整が必要であった運営面における個別の判断事項につきまして、協議・調整が不要になります。スピーディーな対応が可能になることで、1と同様、取り組みの効果の発現が早くなるというメリットがございします。

次に、3、計画的な大学運営が可能になるという点です。

大学が進むべき大きな方向性につきましては、県が中期目標を策定し、法人に示すこととなります。

法人は、この中期目標に沿った中期計画や年度計画を策定し、大学運営を行うことになり、その実績について、県に設置する評価委員会が毎年度評価を行うこととなります。

このように、法的な位置づけのある目標をベースに、計画的な大学運営を行うことで、大学改革の推進力が増すというメリットがあります。

なお、ただいま申し上げました県が策定する中期目標は、来年度中に議案として議会に諮りし、御審議いただく予定としております。

また、毎年度の取り組みの評価結果につきましても、議会に御報告することになりますので、この点におきましても、改革の推進力が増すものと考えております。

最後に、4、透明性が高く開かれた大学運営が可能になるという点です。中期目標や計画、その実績や評価結果、それから、法人の財務諸表等について、公表していくこととなりますので、大学の教育研究を初めとするさまざまな活動が県民にわかりやすくなるなど、透明性が高く開かれた大学運営が可能となります。

看護大学は、これまでは出先機関として、一般会計の中で運営されておりましたが、法人化すると、企業会計原則を基礎とする単独会計となりますので、収支が明確になります。

大学運営の実績評価や財務状況を公表することで、対外的な視線や反応を意識することになり、経営改善や県民サービスの向上につながる取り組みが進むようになるというメリットがあります。

以上、法人化により期待される効果を御説明しましたが、法人化には新たな経費が必要とな

るという面もありますので、制度設計に当たりましては、基本的な考え方として、できるだけ経費のかからない形で、効果的・効率的な仕組みを構築するということを念頭に進めているところであります。

続きまして、3ページ、Ⅱ法人化基本方針であります。

まず、1(1)法人化の時期は、平成29年4月1日を目指しております。

(2)法人の名称等につきまして、大学名称を現在のままと考えており、法人名称は、公立大学法人宮崎県立看護大学としております。

次に、2の組織運営についてであります。法人化の重要なポイントとなりますので、少々お時間をいただき御説明させていただきたいと思っております。

お手数ですが、いま一度委員会資料に戻っていただきまして、12ページをごらんいただきたいと思っております。

委員会資料の下のほうの図でございますが、具体的には後ほどになりますが、法人の組織体制のイメージを掲載しております。真ん中にあります理事会が、法人運営上の重要事項について議決する機関になります。

その左右にあります2つの審議会ですが、法令上、法人には、経営に関する重要事項を審議する経営審議機関と、教育研究に関する重要事項を審議する教育研究審議機関の2つの機関を設置することとされております。

また、下のほうですが、それぞれの審議会から選出されたものにより構成する、理事長の選考機関も、法令上設置することとされております。

それから、右上ですが、独立して監査のため、監事を置くこととなります。

お手数ですが、再度、別冊の3ページにお戻りください。

別冊の3ページ、中ほどになります(1)法人の役員体制は、理事長、副理事長、理事及び監事としております。

まず、①の理事長・学長の設置形態であります。アのとおり、公立大学法人においては、法律上、理事長が学長を兼ねること(以下、一体型と言います)を原則としながら、理事長と学長を別に設置すること(分離型)もできることとされております。

本県におきましては、イのとおり、1学部1学科と比較的小規模な大学でありまして、理事長のリーダーシップのもと、自主性・自律性を持って機動的に大学運営を行い、改革方針の一体性確保及び意思決定の迅速化を図るため、理事長の設置形態として、一体型を選択したいと考えております。

4ページをごらんください。

参考情報として、冒頭の表でございますが、全国的には一体型の公立大学法人が6割となっております。また、1つ目の米印ですが、本県のような看護系単科大学の大学法人が7法人ございますが、それに限りますと、1つの法人で2つの大学を有する石川県の法人を除きまして全て一体型となっております。

また、2つ目の米印ですが、国立大学法人は、法律上、学長が法人の長とされておまして、国立大学法人は一体型ということになります。

次に、②副理事長につきましては、アのとおり、法律上設置を原則とし、設置しないこともできることとされておりますが、本県におきましては、イのとおり、理事長の業務負担の軽減等を図り、円滑な大学運営を行うため、副理事長を設置したいと考えております。

また、ウのとおり、人件費増の抑制を図る観点から、副理事長は、大学内業務を兼務することとし、役員選任での配置はしない方向で考えております。

なお、表にありますとおり、全国的にも副理事長の設置が多い状況にあります。

次に、5ページの③理事につきましてですが、アにありますとおり、大学が比較的小規模であることを踏まえ、その数は3人以内と考えております。

なお、以内としておりますのは、運営において、その裁量の余地を設けたものでありまして、同様の取り扱いを多くの法人において行っております。

また、イのとおり、副理事長同様、人件費増の抑制を図る観点から、理事のうち2人は大学内業務を兼務することとし、役員専任での配置はしない方向で考えております。

また、ウのとおり、多様な観点による大学運営を図るとともに、人件費増の抑制を図る観点から、理事のうち1人は、大学外から選任した非常勤理事としたいと考えております。

総数について、表の下のほうになりますが、合計数で5人ということになるわけですが、全国的には少ない役員体制となりますが、本県の大学は小規模であること、それから、できるだけ経費を抑えるということ、それと、本県と同様の看護系の単科大学と同程度の数ということを総合的に考えまして、この数としております。

下のほうですが、④監事につきましては2人とし、非常勤と考えております。

6ページをお願いいたします。

理事会についてでございます。制度上は、理事会の設置は任意であります、法人の合議的

な意思決定手続を確保するため設置したいと考えております。理事長、副理事長、理事で構成し、枠内にありますような、法人運営上の重要事項について議決する機関としております。

表にありますとおり、全国的にも多くの法人が設置しております。

7ページであります。経営審議機関についてであります、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として経営審議会を置くこととし、委員は、学外者5人を含め、合計で10人以内と考えております。全国的に見ましても同規模が多い状況であります。

審議事項は枠内のとおりで、各法人とも同じようなものとなっております。

8ページをお願いいたします。

教育研究審議機関についてであります。大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置くこととし、委員は、学外者2人を含め、合計で15人以内と考えております。全国的に見ましても、同規模が多い状況です。

審議事項は、枠内のとおりで、各法人とも同じようなものとなっております。

9ページをお願いいたします。

理事長選考機関についてであります。理事長の任命は、法人に置く選考機関による候補者選考を経た法人の申し出に基づき知事が行うこととされております。

なお、法人成立後の最初の理事長の任命は、この申し出なく知事が任命することになります。

選考機関として、理事長選考会議を置くこととし、委員は、経営審議会と教育研究審議会からそれぞれ選出された委員3人ずつの合計6人で構成したいと考えております。全国的に見ましても、同規模が多い状況です。



また、選考に当たって大学外の意見を取り入れるため、委員には、各審議会ごとに少なくとも1人は学外者が含まれるようにしたいと考えております。

次に、(6)職員についてですが、身分は、県からの派遣職員を除き、非公務員に移行することとなり、移行に当たりましては、移行する職員の処遇に制度上の不利益が生じないように、必要な措置を講ずることとしております。

組織運営につきましては、以上であります。

10ページをお願いいたします。

次に、財務会計についてであります。

まずは、法人収入の大きな柱になります(1)運営費交付金についてであります。県は、法律上、法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額を、運営費交付金として交付できることとされております。

今後、具体的な算定方法を検討するとともに、業務実績の評価結果や法人の経営努力を適切に反映する仕組みについても、あわせて検討していきたいと考えております。

下のほうですが、(2)財産の移管についてあります。出資については、先行する法人の状況等を踏まえ、現に大学の用に供している土地及び建物の現物出資を基本に考えております。

次のページをお願いします。11ページですが、(3)の財務会計制度と(4)財務会計システムについてであります。(3)ですが、企業会計原則を基礎とする地方独立行政法人会計基準等に基づく、弾力的な予算執行が可能となるよう会計制度を確立するとともに、(4)ですが、その事務に必要な財務会計システムを整備したいと考えております。

12ページをお願いいたします。

次に、目標・計画・評価についてであります。

冒頭に御説明しましたとおり、公立大学法人となるメリットの一つに、計画的な大学運営が可能になるということがございますが、これを担保する制度がこの目標・計画・評価の仕組みであります。

(1)中期目標につきましては、法人が6年間で達成すべき業務運営に関する目標を知事が定め、これを法人に指示するとともに公表するものであります。盛り込む事項は法で規定されており、枠内のとおりであります。

なお、この中期目標は、先ほど申し上げましたが、議決事項になりますので、来年度中に議案としてお諮りした上で決定することになります。

次に13ページですが、(2)中期計画につきましては、法人が、中期目標に基づき、その目標を達成するための中期計画を作成し、知事の認可を受け公表するものであります。盛り込む項目は法で規定されており、枠内のとおりとなっております。

次に、(3)年度計画につきましては、法人が中期計画に基づき、業務運営に関する年度計画を作成し、知事に届け出るとともに公表するものであります。

14ページをお願いいたします。

(4)評価についてであります。ただいま御説明しました目標・計画に基づく法人の業務実績につきましては、①にありますとおり、県に評価委員会を設置し、評価を行うこととなります。当該評価結果につきましては、先ほども申し上げましたが、議会にも御報告することになっております。

最後に、Ⅲ法人化までのスケジュールについてであります。

今年度末までに、この基本方針を取りまとめ、

来年度は、これに沿った具体的な制度設計を進めますとともに、財務会計システムの開発、試験運用等を行います。

また、法人の定款等を議会に上程させていただき、御審議いただいた上で当該定款に基づく法人設立認可申請を総務省・文部科学省両省に行い、平成29年4月の法人設立を目指すこととしております。

法人化移行業務の進捗状況につきましては、以上であります。

○後藤委員長 執行部の説明が終わりました。

以上、2件の報告事項について質疑はありますか。

○宮原委員 今説明のあったこの法人化についてですが、1ページに先ほどあった公立大学法人制度というのが平成16年の4月1日に施行されている。今回、こういう方向になるということなんですが、これまで先ほどあった参考のところ、40法人とか25法人、分離、一体型ってそれぞれ説明ありましたけれど、早いところは、いつぐらいからこの形に移行されているんですか。

○河野看護大学法人化準備室長 平成16年、法の施行当初からです。

○宮原委員 先ほど法人化により期待される効果というところで、非常に法人化する効果が高いという説明があったんですが、これまでの経緯でみると、平成26年度から議論を重ねてということになるんですが、これまで10年間という時間の開きがあるんですけど、なぜこの時期になったのかということをお聞かせいただけますか。

○河野看護大学法人化準備室長 法が施行されて、本県におきましても、この公立大学法人化に向けての検討は行ったところであります

が、制度当初は、まだ、この公立大学法人の効果というものが、明確でなかったということもございまして、当面は、法人化せずに、現在の運営形態のままで、独自に例えば計画をつくって、評価してという取り組みの中で、具体的には平成21年度から26年度までの独自の中期計画をつくりまして、運営を行っていき、その取り組みの結果も踏まえて、昨年度のあり方検討委員会で、やはり、大学改革といいますか、魅力ある大学に向けての改革は独自ではなく、法人化することで取り組むべきだという御意見をいただいた状況でございます。

○宮原委員 あと幾つの公立系の大学があって、今度、宮崎がこれに移行するのが何番目ぐらいになるんですか。

○河野看護大学法人化準備室長 大学の数としましては、公立大学は86ございます。今年度までに70大学がしております。率にしまして8割が法人化しているということになります。

○中野委員 議会に報告するとか説明がありましたが、議会とのかかわり合いをもう一度説明していただけますか。

○河野看護大学法人化準備室長 議会とのかかわりでございますが、まず、この法人をつくるに当たって定款というものがまず必要になります。その定款の議決をいただくということになります。

それから、先ほども御説明しました法人が進むべき目標、中期目標でございますが、こちらも議決をいただくことになります。

それから、たくさん条文的にはございますが、「ページも言って。何ページで説明するかを」と呼ぶ者あり)14ページ、スケジュールの中で、法人定款等と書いてございますが、それと、12ページの中期目標になります。4の(1)の中

期目標、こちらになります、「それを言うったっちゃわからんが、何ページのどこ辺というふうな探し方じゃない」と呼ぶ者あり) 済みません、12ページの4の目標計画評価の中の(1)中期目標になります。ここの記述の中で議会の議決という表現はございません。この(1)中期目標、知事は、法人が作成すべき業務への目標を定め、これを法人に指示するとともに公表するというのがございますが、ここの手続の過程で議会の議決をいただくものでございます。

それから、14ページの中で、(4)評価、①評価委員会というのがございます。こちらにつきましては、県の附属機関ということになりますので、条例で定め、設置することになります。

○中野委員 どこに、県の附属機関って書いてあるのですか。

○河野看護大学法人化準備室長 14ページの参考1、関連規定、第11条というのがございますが、この中で県に法人に関する事務を処理させるため、執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会を置くというのがまずございまして、その下のほうの3項の中で、前項に定めるもののほか云々で条例で定めるという記述がございます。

それから、ここには書いてございませんが、この評価委員会による評価結果を議会に御報告するというようになっております。

○中野委員 一番最後に条例で定めるということで、条例は県議会の承認が要るわけだから、そこで議会がということは理解できますが、議会に報告するとか、中期目標を議会に報告とかいろいろありましたが、それを担保する文言じゃ全くないわけですね。

○河野看護大学法人化準備室長 申しわけございません。記述してないところでございます。

法律が根拠になっておりますので、記述しておりませんでした。

○中野委員 法律ではそんなふうに議会の承認とか議会報告とか、書いてあるわけですか。

○河野看護大学法人化準備室長 地方独立行政法人法上、議決を要するとか、報告を要するというので、条文ごとに記載がございます。

○中野委員 次は、その法律を提示して、そこを説明していただけないか。

○河野看護大学法人化準備室長 御説明したいと思います。

○中野委員 それから、4ページの理事長と学長は兼務というのがほとんどだということで、石川県の1カ所だけですよね。それで、71条の条文の最後に学長を理事長と別に任命することができる、定款には、こんなふうを書くという意味ですか。

○河野看護大学法人化準備室長 別に置くということにすれば、定款にその旨定めることとなります。

○中野委員 ということは、法人の理事長は大学の学長となるものとする規定に定めれば、定款に別に定めるわけですか。別々にということを書いた定款になるということですか。この71条の大学の学長となるものとするところを書かれたら、あとのただし書きはもうどこにも明文化されないということで理解していいんですか。

○河野看護大学法人化準備室長 ここに書いております参考の関連規定と申しますのは、全て地方独立行政法上の条文でございます。3ページにお戻りいただいて、1の(2)の下の参考1のところですが、関連規定というのは、地方独立行政法をベースにわかりやすく表記しているということで、以下は同じ、全て法上の条文

を記載しております。

○中野委員 この関連規定に従って、このような定款をつくっていくということなんですか。

○河野看護大学法人化準備室長 はい、そのとおりでございます。

○中野委員 そうすれば、この71条の法人の理事長は大学の学長となるものとする、それであとは書かないということですね、明文化しないということですね。

○河野看護大学法人化準備室長 はい、そのとおりでございます。

○中野委員 もっと幅広く、大方は兼務でしょうが、いつどういうことになるかもしれませんので、この定款は誰が定めることができるわけですか。

○河野看護大学法人化準備室長 県のほうでつくりまして、こちらで議会の議決事項になります。28年度中に上程したいと考えております。

○中野委員 何かあった場合に、議会を開会しなければ定款の変更はできないわけでしょう。だから、何か学長を理事長と別に任命することができるというの泳げるように書いとったらいかんわけですか。どっちでも選択できるように。実務的には、理事長と大学の学長は1人が兼務するという形でも、学長と理事長は別にとということも何かあった場合には泳げるようにという定款ではいけないのかということです。

○河野看護大学法人化準備室長 法の趣旨としまして、安定的な運営の中で理事長のリーダーシップのもとで運営していくということで、基本的には法律上兼務ということになっておまして、いずれかを選択するという法の仕組みになっております。

委員が今おっしゃったように、何らかのアクセシビリティがあったときのために、確かにサポー

ト体制というのは置いておく必要があると考えておまして、私どもとしては、②の副理事長という記述がございますが、副理事長の記述の中での参考2が下のほうにございますが、関連規定13条でございますが、副理事長は法律上、法人を代表するというのがございますので、法律上、兼務一体型であっても、代表権があるというところで、サポート体制がとられているところでありまして。

○中野委員 理事長と大学長をまとめるということは、強い指導力を発揮させたり、経営の責任を持たせて学長に大学を運営させるということで、その必要性があるから、全国のほとんどの法人の大学がそれを採用しているんだと思うけれども、学長の独立性も必要なときがあるかもしれないと思うんですね。だから、そういう発言をしたところですが、石川県を除いてということですが、石川県は何で別々に任命されているわけですか。

○河野看護大学法人化準備室長 法人としては理事長が1人でございますけれども、大学が2つ傘下にあるということで、学長が別々になっているということでございます。

○中野委員 関連する規定というか法律が、どちらかを採用してもいいような法律になっているということですかね。

○河野看護大学法人化準備室長 どちらかを選択し、定款の中で明記していくことになります。

○中野委員 その法律は、定款上はどちらかを選択ということになっているんですか。

○河野看護大学法人化準備室長 失礼しました。理事長が大学の学長となるというのは原則でございます、分けるという選択をとることができるということでございます。失礼しました。

○中野委員 というように、法律上はなってい

るということですかね。

**○河野看護大学法人化準備室長** はい、そのとおりです。

**○中野委員** だから、定款もそのようにしておいたらどうかということをお願いしているところですよ。

**○桑山福祉保健部長** こういう独立行政法人をつくる際に、県議会の議決にかからしめるということ自体が、法人に一定の自由度は認めつつも、やはり県民のチェックを必要としているということだと思います。そういう意味で、自由度のどこかに限度があるんだろうと思いますが、今せっかくおっしゃっていただいたような、そういう柔軟性のあるといいますか、何か起きたときに機動的に対応できるような、そういう規定のあり方についても検討していきたいと思えます。

**○中野委員** 学問をするところに議会を含め行政が、余り立ち入っていろいろ縛るようなことではもちろん学問の自由という面から見て好ましくはないと思うけれども、いつ何時何があるかわからないし、我々も議会としての責任もある時代が来るかもしれませんから、泳げるような形のものができるのであれば、それもいいんじゃないかなという感じがしました。

スタートしてしまえば、あとは条例で定めていけば、我々が今のこの人事とか県のトップの人事とか、あるいは機構の改編とか、なかなか議会からは口出しはできませんがね。独裁までいかんけれど、長たる人間が決めたらどうもできんのが現実でしょう。だから、こういう組織をつくったときには、その自由度も一所懸命高めてやらにゃいかんと思うのですけれども、せっかく議会という制度があるところだから、そこを議会がいろいろ担保できるような、説明

で議会は言うだけの話で、つくる段階からそういう話だから、何かそのあたりを具体的になる前までには、議会の云々という、たった説明資料であっても、何かそれを担保できるような説明であってほしいなという気がしたんです。

それで、当初からの説明であっても、文言でいろいろ書いて考え方や経緯やら、効果とか説明されましたが、この文書よりも説明されたことのほうが非常に具体的でしたよ。説明されたああいう具体的なことを書くべきであって、読ませる中身のほうは粗雑、説明されたことを書いてもらったほうがよりわかりやすいのになと。当初からそういう思いがしました。そこへ、議会との絡み云々が、余り明文化されていないこの案というか、きょうの説明資料だったので、議会のために出した資料ではないのかどうかわかりませんが、そういう気がしました。

**○山下委員** 1ページで法人化に向けての現状と課題という文言がずっと書いてあるんですけど、この文書を見て、本当に人口減少社会の中で、今までの大学とは違う大きな責任を背負っていくんだという文言がここに書いてあるだろうと思うんですが、法人化することによって、何をどう変えていくのか、やはりそこ辺を我々も注視していきたいと思うんですが、結局、ここが平成9年の開学でありますから、もう20年近い中で、卒業生の地元の定着というのはどうだったんですか、把握されておりますか。

**○河野看護大学法人化準備室長** 少々お待ちください。

**○山下委員** 私、この大学にまだ行ったことがないもんですから、できたら、パンフレットを、よければまたいつか出していただいて、どこがどう変わるんだよとか、今、在学生がどれぐらいおるのか、そこ辺を教えてくださいとありが

たいと思います。

○河野看護大学法人化準備室長 定着状況ということストレートじゃないんですが、看護大を出た卒業生が県内に就職する率というのは、今後の取り組みの課題にはなるんですが、これが、現在3割から4割で推移しております。3割から4割と申しますのが、1学年100名の定員でございまして、4学年で400名の定員の中、単年度の3、4割ということは、30、40人の方が県内の医療機関に就職されている状況でございます。

○山下委員 今までの募集状況の中で定数割れをしたことはないだろうと思うんですが、ここは、やはり地元の県内からが大分多いんですか。

○河野看護大学法人化準備室長 やはり大学ということで、当然県外の方の受験もございまして、それも年度ごとによって幅がございまして、4割と6割の間で県内と県外が推移している感じですね。県内受験が4割のときは県外が6割であったり、その逆もある。その幅の中で県内と県外の受験生がいるということになります。倍率的には4倍程度になっております。

○山下委員 課題解決のために、本当に人口減少の中で、全ての面で今、高校生、大学生の地元定着の大きな目標があるわけですから、できればそこ辺も目標をちゃんと書いていただいて、数値を出していただくとありがたいと思っております。

現状のパンフレットか何かまた、次のときでもいいですから提出していただければありがたいと思います。

○河野看護大学法人化準備室長 今御意見がございました、どのように変わっていくのかという部分ですが、そちらにつきましては、先ほども申し上げました大学側がどのようなことに取

り組んでいくという、進むべき方向ということを県のほうで中期目標なりで、こういうことに取り組む、地域貢献にさらに取り組むとかを含め、委員おっしゃったような数値目標等も入れながら、示していきたいと考えております。

○前屋敷委員 今回の看護大の独立行政法人化なんですけれど、国のそういう大きな流れの中で宮崎県の看護大も独立行政法人化しようということになったんだろうと思うんです。しかし、本来、看護大ができるに当たっての目的や意義、そういうものが今後変わることはないと思いませんし、独立行政法人化しなければ、いろいろもつと効率も悪くなったり、目的から外れると、私は、そういうことは決してないと思うんです。でも、今、この独立行政法人化の流れの中で、各国立大学あたりが、それぞれに特殊性が求められて、そういうものが見えないとなかなか国からの財源が不足するとか、そういうことでより追い立てられて、そういうところだけに目が向いていく部分も、私は否めないなと思うんです。法人化すれば、もっと自由にいろんな運営や活動ができるというメリットも示されましたけれど、今のままだと、それは、私は十分できるし、そんなに県が縛りをかけているということもないと思うんです。

それで、この中で、9ページの職員の問題一つとっても、公務員ではなくなるということもあって、県からの派遣職員は公務員の身分が保障されるんでしょうけれど、現在いらっしゃる方はもう事実上公務員なんですけれど、どの程度、それが非公務員化されるのか、その部分で県の持ち出しというか、財政面もかなり変わってくると思いますし、それから、10ページの点で、運営費の交付金のところで、業務の財源に充てるために必要な金額を運営費交付金として

交付できるという表現なんですけれど、交付するじゃないわけですね。できるということはしない場合もあると受け取られる表現の仕方だなと思うので、財政面でも十分活動できるように、保障が果たしてできるんだろうか。独自の取り組みがそこに物すごく求められて、より困難な部分も出てくることも想定されるんじゃないか。さまざまに危惧するところが大きくて、看護大としてのこれまでの役割や目的やそういう看護師を目指す皆さん方が本当に自由に目的が達成できるような学校としての成り立ちは十分今のままでも保障できると私は思っているの、メリットもかなり表現されておられますけれど、そういった点では、財政上の問題なども含めて、どうなのか、そのあたりを聞かせてほしいと思います。

**○河野看護大学法人化準備室長** まず、最初のほうの御質問の中で、どの程度の方が非公務員になるのかということで、基本的には今いらっしゃる57名の常勤の教員の方が、中途の入れかえとかありますので、変動はございますが、法人職員になるということになりまして、事務局職員は現在県からの派遣職員ということで、当面は、事務局職員のほうは県からの派遣ということでは考えております。

それから、2点目の財政関係なんですけど、あくまでも看護大学は教育研究機関でございます、独立行政法人になりましても、基本的にはこの権限は大学の設置管理事業、附帯事業ということに限られますので、新たな何か収益事業ができるわけでもそうそうございません。公立大学ということもありまして、その収入源となりますと授業料ということになるんですが、公立大学であるがゆえに、金額を上げるということとはなかなかできないと考えておりますので、

法律上は、交付金が交付できるというふうになっておりますが、事実上は、県のほうで交付金を出していくということになる。出す積算の考え方、どういうものに出すのかというあたりは、来年度、法人化までに財政部門とも協議しながら、そのルールというのは定めていくこととなりますが、交付金は運営には必要なものと考えております。

**○前屋敷委員** 学校を運営していく上で、職員の皆さんの身分保障や生活保障もしっかりしながら、これまでやってきたわけですよ。だから、そこに、どういう効率性を求めていくのかなというのが見えないところもあったりして、本当に県が責任をどこまで負うことになるのか非常に心配するところなんですけれど。

**○河野看護大学法人化準備室長** 法人化の趣旨の中で、確かに公営企業型の独立行政法人でありますと、独立採算というのが求められまして、経営の効率化という観点も求められることにはなると思うんですけど、本県の場合は、教育研究機関の大学の法人化ということでありますので、最初から効率化というのは限界があるものとは思っております。ただ、当然のことながら、経費節減とか、そのあたりの取り組みはやっていかないといけないとは思いますが、大胆な経営改善みたいなものは、公営企業的な法人ではございませんので、そちらのほうでの大幅な改革というものはできないのかなと考えております。

あくまでも法人化の趣旨は、冒頭、効果のところでも申し上げましたように、進むべき方向を法的にきちんと位置づけられた目標や計画に従って、それをきちんと附属機関において評価していく。今は出先機関ですから、その取り組みというのは、そこまできっちり評価の対象に

なっているわけではございませんが、今後は1法人として、そのあたりの進むべき方向を示されて、それが評価されて、その結果も公表されていく中で取り組みが進むというのが法人化を行うメリットと考えております。

○中野委員 山下委員の質問でちょっと気づきましたが、この大学に経営審議会と教育研究審議会、2つがこの組織体制のイメージの中にありますよね。それで、この経営審議会は10名中5名が学外ですよね。しかし、研究のほうは15名中2名だけですよね、学外は、何ですか。

○河野看護大学法人化準備室長 これまでの大学運営におきましてもそうではございましたけれども、基本的に経営面というものが、やはりちょっとなかなか弱かったという面があるかと思えます。そういうことも含めまして、経営審議会には、外部の者をより多く入れて、広い視点、いろんな考え方ということでの運営を行っていきたいということで、数を多くしているというものはございます。

一方、教育研究審議会自体は、どちらかというと、学校内の教育関係の運用に当たっての方向を定めるようなものでございまして、こちらは、基本的には、内部の教員の中で決めていくということで足りるのかなと考えまして、完全にゼロだと、やはり外部の意見というものがないので2名程度は入れたという考え方でございます。

○中野委員 これまでの経営が弱かった云々ということと、あとの言葉は、本末転倒と言いたいです。今までの経営は県がやっておったんだから、自分たち県につば吐くような発言です。経営が弱かった云々は、福祉保健部の管轄である組織やったんだから、県が直接経営しとったわけでしょう。それが弱かったという言葉は当

たらないと思うんです。大学そのものを指して、この教育研究審議会、研究にまつわることがずっと書いてありますが、私はもう5、6年前だったと思うんですが、いろいろ調べさせていただいて、ここの研究について質問をしたこともあるんです。非常に研究がここの大学は弱い。予算を、もとは何かかなりの金額で、運用益で出たものを取り崩して研究するようになっていたのを、ほとんど毎年使い切れない、かなりの金額が残るとというのが実態でした。今はどうかわかりません。だから、やはり、内部だけで、この審議会を置いとったら、同じことになると思うんです。せつかく法人化するという以上は、そこに15人のうち2人ということは、もういないのと一緒にです。しかも、学長が指名するわけでしょう。広く学長が選ぶってなっているけれど、私は、半分か過半数はこっちのほうに置くべきだと思うんです。

それと、この経営審議会のほうは、これこそ大学内とか関係者がおればいいことで、経営の責任が自分たちにあるよという意味からすれば、こっちのほう学外は少なくてもいいと思うんです。そうでないと、責任をほかに転嫁する話ですから、ここは非常に本末転倒な人数の割合、学外のとり方は、非常に本末転倒だと思います。経営は自分たちで責任持つ、そして、研究はほかからも、大学だから研究するところです、大学というのは。ましてや、県が直接するよりも法人化してやりやすい環境をつくるということは、民間との交流とか企業との交流とか、いろんなことで交流して、そこも収入源になることもあるかもしれませんが、そこで非常に盛り上がって、研究して、大きくいえば、ここの大学から将来ノーベル賞をもらうぐらいの先生がおってもいいんです。そのぐらい研究を、本当



に自由な発想のもとにやる。そのためには、この審議会を内部だけでほとんどというのはどうか、将来性はないと見らにゃいかん。半分以上はかんかんがくがくやれるような教育研究審議会であるべきだと思うんです。そこで、先生たちももまれて研究熱心になる、将来はノーベル賞をもらうぐらいの学校になる。ナイチンゲール賞というのがあるかないかわかりませんが、看護だから、そのぐらいがもらえるぐらいの学校にしてほしいと思うんです。外の空気を入れることと思います。

**○河野看護大学法人化準備室長** ありがとうございます。まさに、今回どうあるべきかという議論の中で、これは確かにもちろん固まったわけではございません。今、委員のおっしゃったように、確かにこれまでの中で動かなかった部分というものを動かすためには、学外の委員を入れていくと、それは非常に重要だと思っておりますので、その数の関係につきましては、今後再度ちょっと検討はいたしたいと思いますが、基本的に1点だけ補足といいますか、考えの中で御説明しておきたいのが、さっきおっしゃった経営審議会は、あくまでも審議機関ということになるものですから、委員がさっきおっしゃった経営責任を持つ、経営の方向を決めるというのは理事会のほうの役割になります。そちらのほうで、基本的に運営を行っていくということで、その理事会の判断の前に外部的に意見を申し述べる審議機関ということになりますので、経営責任という意味では、理事会、役員の方になります。

その配分については、絶対これでないといかないという世界ではございませんので、またそこは考えていきたいと思っております。

**○中野委員** 理事会が経営責任を持つべきとこ

ろです。そこが経営者だから。それを厳しくいろいろ助言をもらったりするために審議会があるわけやから、そんな発言をすれば、スタートから経営審議会を形骸化するような言い方になりゃせんですか。

**○河野看護大学法人化準備室長** いや、申しわけございません。決してそういうことではございませんで、あくまでもその役割的には、当然そこでの審議内容というのは尊重されるということになりますので、それはそれで決して軽いかそういうことではございません。

**○中野委員** せっかくつくった組織なんです。生き生きとして大学の発展やら、要はこの大学の目的は、将来、看護師を目指すための学校ですから、そういう優秀な子供たちが来て育て、そして、看護という立場から、地域に、広く世界に貢献するような子供たちを育成する場ですから、なるだけなら、この宮崎県に残ってもらうことも前提にしながら、そういう目的に資するためには、活発化できるような理事長、学長もいつもぴりぴりするような組織体であるべきだと思います。そういうための人事をそろえて、2つの審議会、日ごろの経営も含めて、今から組織をつくる。人数にはまだ考慮の余地があるような発言をされたから楽しみにしておきます。

**○山下委員** 関連ですけれど、今度、宮崎大学に地域資源創成学部、新しい学部ができます。1学部90名だったと思うんですが、あそこの新たなカリキュラムを見てみますと、やはり、地域資源の人材ですよ。これをどう確保していくかということをはっきりとうたってあるし、カリキュラムが、宮崎県のいろんな産業と連携して、一緒に人材発掘をしていこう、そして、いろんな課題を迫及していこうということが大き

な目標になっているんです。

私は、さっき3割しかいないという答弁を聞いて、県立であれば、地元入学枠をふやしていくとか、地域医療と連携して魅力を発信していく、少しでも地元に着定してくれるような仕組みをしっかりとつくっていかないと、さっき言ったような課題にうたってあるように、その辺をちゃんと目標設定できるような新たな法人化を目指してほしいなと思うんです。

**○河野看護大学法人化準備室長** まさに、今、山下委員がおっしゃったように、そのあたりが、改革の一つの契機になったといえますか、なかなかこれまでの取り組みでは、改善できてないという面がございます。そういうものも目標に盛り込み、今後改善できるような取り組みを考えていきたいと思えます。

**○後藤委員長** ほかにありませんか。

**○前屋敷委員** 地域医療構想の件ですけれど、一般質問でも取り上げさせてもらったんですが、策定が来年度の半ばまで延長されるということで、十分な審議期間といえますか、時間が確保されたなと思っているところなんですけれど、国が一定のガイドラインを示しているというのがかなりずっと公表されても来てて、さまざまな心配や不安も出てるところなんです。国の示すこの指針に縛られることなく、やはり、本当の将来の人口減少、そして、高齢化社会に対応できる必要な病床数をしっかり民間の医療機関や公的な医療機関も含めて割り出していくことが大事なので、地域の皆さん方のさまざまな意見や地域の実態などもよく勘案して、そのニーズにしっかり沿った計画になるように、ぜひ心がけといえますか、そういうことを踏まえた計画にしてほしいなと改めて要求しておきたいと思えます。

**○孫田医療薬務課長** 委員御指摘のとおり、この地域医療構想というのは、将来の宮崎県の医療体制のあり方の姿を描いていくものであります。それに当たりましては、国の示した数字というのは、一定の仮定のもとに推計で出したものであって、決して目標値であるとか、そういうものではないということを繰り返し国のほうからも説明がっておりますし、我々もその点については県内のさまざまな検討の場で御説明申し上げているところでございます。

なおかつ先ほど御説明の中で申し上げました地域の構想調整委員会、これは本来、地域医療構想ができ上がって県全体の策定委員会で構想を策定した後に、それぞれの地域でそれを実際に実現するためにつくるというのが本来の法的な裏づけですが、それをあえて策定委員会と平行してスタートさせた上で、構想をつくる上での地域のさまざまな御意見等を十分反映させていたくために御意見を伺っているところであります。この地域医療構想につきましては、将来の姿を描くということであるかと思えます。その上に、必要なその姿になっていく、推計された数字に対してどうみんなに対応していこうか、対処していこうかというところを、それぞれの自主性の中で、そして、調整の中でやっていくことを進めているということでございます。

**○前屋敷委員** よろしくお願ひします。

**○後藤委員長** ほかにありませんか。

**○外山委員** この10ページの(2)の丸ポツ2ですけれど、在宅医療を進めるために受け皿となる体制、これは、医療体制を指すのか、それとも、在宅医療を進めるという意味なんですか。

**○孫田医療薬務課長** さまざまな在宅での暮らしを進めていく上で、中心になりますのが、現在取り組みが進められております地域包括ケア

システムということになっていくかと思えます。訪問看護、訪問診療、通所、あるいは一時入所といったさまざまな体制をもって、できるだけ在宅で生活ができる体制を構築していくことになるかと思えます。

○山下委員 在宅介護、在宅医療になってくると、幾ら地域包括ケアシステムができて、もう一部しか見てくれないということですよ。全て24時間体制じゃないわけですから。そうなってくると、やはり近くに子や孫が住んでくれる社会づくりをしないといけないわけですから、そこ辺が一体化した中での地元定着をいかに進めていくか、在宅介護、在宅医療ということを使うのであれば。やはり見守りを誰がしてくれるのってなったら、家族だろうと思うんです。だから、この地域医療計画の中では、そこ辺までを包括した中での計画をつくっていかないと。ただ机上論だけで、そんなことを言ったって、見守りは誰がしてくれるのということを、ぜひちゃんと検討して行ってほしいなと思うんです。

○孫田医療薬務課長 在宅で暮らすという上で全て公的サービスで見るとというのは実際非常に難しいといえますか、もう不可能であろうかと思えます。当然御家族なり何なりというのが、いわゆる地域で支える力があつた上で初めて公的サービスが活かされてくると。そういう上では、地元で暮らしていただける方、御家族が地元に残れるようにするためには、当然働く場所も必要だということだと思います。これは、知事も働く場所がないと、そういうことはできないということは発言もしておりますし、そのあたりを十分見据えながら、この在宅のサービスを進める上では、当然マンパワーが必要です。そのあたりのサービスを提供するための人がいる。ということは、その分の働く場もできると

ということかと思えますので、そのあたりを見据えながら、全体のシステムの構築を目指していくことになるのかなと思っております。

○後藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、以上をもちまして、福祉保健部を終了いたします。執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時52分休憩

---

午後3時55分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

採決についてですが、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、あした4日に行いたいと思います。再開時刻は午後1時といたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員長報告骨子(案)についてです。本来であれば、採決後に御意見をいただくところですが、月曜日が本会議の開催なものですから、この場を出していただくと。報告の項目として特に御要望はございませんか。

暫時休憩いたします。

午後3時56分休憩

---

午後3時59分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、そのようにいたします。

平成28年 3 月 3 日 (木)

その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、以上をもちまして、  
本日の委員会を終わります。

午後 3 時59分散会

平成28年3月4日(金曜日)

---

午後0時59分再開

---

出席委員(8人)

委員	長	後藤哲朗
副委員	長	岩切達哉
委員		中野一則
委員		宮原義久
委員		外山衛
委員		山下博三
委員		井上紀代子
委員		前屋敷恵美

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

---

事務局職員出席者

政策調査課主査	大峯康則
議事課主任主事	原田一徳

---

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、各議案につきまして、賛否を含め、御意見があればよろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後0時59分休憩

---

午後1時0分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、ほかにないようですので、議案の採決を行います。先ほど御意見のあったように個別ということよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、個別に採決いたします。

議案第46号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○後藤委員長 挙手多数。よって、議案第46号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第62号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○後藤委員長 挙手全員。よって、議案第62号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第70号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○後藤委員長 挙手全員。よって、議案第70号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第71号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○後藤委員長 挙手多数。よって、議案第71号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後です。議案第72号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○後藤委員長 挙手全員。よって、議案第72号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、ほかに何かございますか。

平成28年 3月 4日(金)

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 何もないようですので、以上で  
委員会を終了いたします。

午後 1 時 2 分閉会